

平成 25 年度 第 7 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 25 年(2013 年)12 月 16 日(月)

15 時 00 分から 17 時 00 分まで

場所:サントピア水口(共同福祉施設)

1 開 会

2 第6回会議録の確認について

3 各グループの意見を問題群ごとに整理した一覧表について(前回の続き)

4 次回の内容について

第8回会議

日時:平成26年1月17日(月)14時～16時

場所:水口社会福祉センター 福祉ホール

5 閉 会

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に  
あなたも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

- 馬場副委員長  
(元自治振興委員会委員)
- 小林委員長  
(四日市大学教授)
- 吳竹委員  
(政策推進課長)
- 森島委員  
(信楽地域市民センター課長補佐)

Eグループ

黄瀬委員  
(社会福祉協議会副会長)

廣岡委員  
(佐山地域市民センター課長補佐)

安達委員  
(チアーズ・ステーション代表)

村上委員  
(区長連合会会長)

袖口委員  
(土山地域市民センター課長補佐)

太田委員  
(総務課係長)

寺田委員  
(神山いい顔づくり委員会委員)

林委員  
(生活環境課係長)

増山委員  
(土山サッカースポーツ少年団代表)

橋本委員  
(甲南第一地域市民センター課長補佐)

Aグループ

Bグループ

Eグループ

Dグループ

西村委員  
(商工政策課係長)

田中委員  
(人材活性化運営委員会委員)

山川委員  
(みなくち自治振興会会長)

藤村委員  
(綾野地域市民センター課長補佐)

松井委員  
(上水道課係長)

大原委員  
(更生保護女性会会長)

田嶋委員  
(甲南第二地域市民センター係長)

奥野委員  
(こころはなまる顧問)

Cグループ

田原委員  
(教育総務課係長)

澤田委員  
(法務室長補佐)

橋本委員  
(宮地区自治振興会副会長)

徳田委員  
(危機管理課係長)

田村委員  
(佐山学区自治振興委員)

事務局

中島委員  
(地域コミュニティ推進室長)

清水委員  
(地域コミュニティ推進室長補佐)

築島主査  
(地域コミュニティ推進)

大平コーディネーター  
(あいさつか市民活動ボランティアセンター)

宮治コーディネーター  
(あいさつか市民活動ボランティアセンター)

傍聴席

出入口

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
① 自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空気がよい (A) (D)</li> <li>• 自然が多い (A) (D)</li> <li>• 自然が豊か (A) (C) (E)</li> <li>• 住みやすい、自然がある (B)</li> <li>• 自然に恵まれてゆとりや余暇を楽しめるフィールドとなっている (B)</li> <li>• 豊かな自然を活かした遊び場がある (C)</li> <li>• 自然環境に恵まれている (D)</li> <li>• 里山がある (D)</li> <li>• 緑が多い (D)</li> <li>• そこそと田舎 (D) (E)</li> <li>• 自然と生活できる (D)</li> <li>• 水がおいしいところ (D)</li> <li>• 水が豊富 (D)</li> <li>• 山、川が美しい (E)</li> <li>• 琵琶湖の水を飲んでいない (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• セッカクの自然を活かしていない (A)</li> <li>• 特定外来種が発見されるようになった（セアカコケグモ）(B)</li> <li>• 獣害が多い (D) (E)</li> <li>• 大きな川がありながら荒れている (D)</li> <li>• 廃屋や耕作放棄地が増えてきた (D)</li> <li>• 田舎 (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市環境基本条例</li> <li>• 甲賀市環境基本計画</li> <li>• 甲賀市地域新エネルギービジョン</li> <li>• ラブアースこうか2012（第2期甲賀市地球温暖化対策実施計画）</li> <li>• 甲賀市の風景を守り育てる条例</li> <li>• 甲賀市地域鳥獣被害防止計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然環境保全（ハード面は行政が担うなど、市民との対話における役割分担を明記）(A)</li> <li>• 自然保護 (A)</li> <li>• 自然を大切に守る (A)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈(例) 廃屋〉</li> <li>• 市民の責務として財産の適正管理、市の責務として地域の状況把握</li> <li>• 自然環境の保全だけでなく、活用が大切</li> <li>• バランスのとれた保全と開発のトラスト</li> <li>• 景観との調整</li> <li>〈(例) 河川の氾濫〉</li> <li>• 市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、</li> <li>• 山のあり方を根本的に考える必要あり</li> <li>〈(例) セアカコケグモ〉</li> <li>• 危険情報については、市として市民に周知、啓発する</li> </ul>
② 歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域ごとに伝統文化が残っている (A)</li> <li>• 陶芸、忍者といった観光資源 (A)</li> <li>• 歴史的な文化、遺産がたくさんある。甲南（まがい仏・紫香楽の宮）(A) (B) (C)</li> <li>• 独特の文化がある（芸術・映画）(B)</li> <li>• 豊富な郷土史 (B)</li> <li>• 多種、多様な祭礼 (B)</li> <li>• 地域学 (B)</li> <li>• 歴史、文化がある (B) (D) (E)</li> <li>• 寺、神社が多い (D)</li> <li>• 文化財が多い（仏像等）(D)</li> <li>• 神社、寺などの伝統行事が継がれている (D)</li> <li>• 地域のイベントが多い（お祭り等）大切にしたい (D)</li> <li>• 慣例を大切に＝歴史文化の継承 (E)</li> <li>• 土山、水口等の宿場、文化遺産が多い (E)</li> <li>• 旧跡を守るため、ウォーキングや勉強会を自治振興会で (E)</li> <li>• 奈良や京都にはない東海道を中心に隠れた文化もある (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歴史、文化が活かされていない (D)</li> <li>• 関わっていないひとの思い (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市文化財保護条例</li> <li>• 甲賀市文化財保護基本方針</li> <li>• 甲賀市文化のまちづくり計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伝統文化を後世に伝える (A)</li> <li>• 地域の歴史文化を大切に守る (A)</li> <li>• 文化財を活かしたまちづくり (A)</li> <li>• 地域の特徴を活かした景観、文化の創出 (E)</li> <li>• 後継者、担い手育成 (D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀のすばらしさ、住んでいるまちのすばらしさ、郷土愛（子ども達に郷土について教え伝える）</li> <li>• 歴史、文化、伝統を大切に、後世に伝えて活かしていく（後継者をどう育てるか関連）</li> <li>• 皆で新しい文化を創っていく（新たなものを生み出していく）</li> <li>• 市民もできることを積極的にやっという</li> <li>• 市民と行政との協働</li> <li>• 関心のない人への働きかけ</li> </ul>
③ 産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業活動が活発 (A)</li> <li>• 工業団地がある (A)</li> <li>• 工場が多い (A)</li> <li>• 農林業が続いている (A)</li> <li>• 地産の野菜、米がおいしい (A)</li> <li>• 信楽焼きなどに代表される特産品がある (B)</li> <li>• お茶どころ（朝宮・土山）(B)</li> <li>• 元気な中小企業がある (B)</li> <li>• 食へ物、地場産品 (B)</li> <li>• 地域特産品がある (C) (D)</li> <li>• 信楽という有名な観光スポットがある (C)</li> <li>• 有名観光地がある (C)</li> <li>• 地場産業が強い (D)</li> <li>• 「甲賀」は知名度がある。「信楽」も知名度がある (D)</li> <li>• 地域資源が豊富（自然・森林・里山・歴史文化遺産・茶・陶器等）(C) (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大企業がない、企業（本社）が少ない (A) (D)</li> <li>• 雇用不足 (A) (D)</li> <li>• 観光スポットを活かしていない（若い世代が行きたいと思うような）(A)</li> <li>• 知名度が低い (B)</li> <li>• 地域の資源がうまく活かされていない (C)</li> <li>• 経済の循環が少ない (D)</li> <li>• 買い物がかしにくい (D)</li> <li>• インフラ（水がない）(D)</li> <li>• 忍者とタヌキのみ (D)</li> <li>• 観光地としては中途半端 (D)</li> <li>• ショッピングセンターが多く、個人商店街がなくなった (E)</li> <li>• 周辺地と中心地の格差あり (E)</li> <li>• 周辺地では商店の衰退が進んでいる (E)</li> <li>• 観光客数が伸びていない。特に宿泊客が少ない (E)</li> <li>• 観光情報の発信弱い（観光戦略）(E)</li> <li>• 農林業の衰退化 (E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲賀市観光振興計画</li> <li>• 土山地区活性化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用の創出（企業活動の活性化、過疎対策）、行政はインフラ整備、市民は地元雇用を大切に (A)</li> <li>• 産業の発展（第1次から第6次までをしていける組織づくり）(A)</li> <li>• 商店街の活性化、行政・商工会等との前向きな協議 (A)</li> <li>• 地場産業や文化伝統を伝えるまち (B)</li> <li>• 地産地消をコーディネートし、甲賀ブランドの仕組みづくりや全国的なPRを (D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内発的に発展していけるよう地域の自立性を高めていく（行政は施策として考える、市民は地元の発展を考える）</li> <li>• 事業者、企業も地域社会の一員としての自覚をもつ</li> <li>• 地域資源（観光資源）を発掘し、うまく活用</li> <li>• 甲賀市の魅力を全国に発信していく、甲賀市の価値をより高めていく</li> <li>• 広域連携</li> <li>• 〈(例) 土地利用計画〉 分権時代にふさわしい行政のあり方（国、県に対し積極的に物申していく）</li> <li>• 立地企業も地域社会の一員としての責任を自覚（地域を大切にしていた）</li> <li>• 地場産業の育成、人の育成</li> <li>• 人や組織を育てて活かしていく</li> <li>• 持続可能な地域社会を創造する。目指していく。</li> <li>• 魅力を発信していく</li> <li>• 起業する人を育てていく</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
④ 道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>新名神高速道路のインターチェンジが3つもある(A) (C)</li> <li>信楽高原鉄道(B)</li> <li>新名神高速道路が通っているので、京阪神や名古屋(都市)へも行きやすい(B) (C) (D) (E)</li> <li>都会と田舎がコンパクト、ちょうど良い(B)</li> <li>道路交通の便が良い(D)</li> <li>新名神高速道路を活かしたまち、東海道、忍者、陶器、観光が良い(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR電車の便が悪い(A) (D)</li> <li>コミュニティバスの運行(ルート)に不満あり(不便)(A)</li> <li>幹線道路整備が不十分(A) (B) (C)</li> <li>市の面積が広すぎて、行き来に時間がかかりすぎる(A) (B) (C) (D) (E)</li> <li>新名神高速道路の周辺整備(B)</li> <li>公共交通機関が少ない(子ども、高齢者は移動手段が少ない、自動車に頼っている)(A) (B) (C) (E)</li> <li>交通の便が悪い(B) (D) (E)</li> <li>鉄道交通の整備が進んでいない(D)</li> <li>辺地なため、県立高校に人が集まらない。東海道沿線にみんな行ってしまう(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新名神高速道路活用戦略</li> <li>甲賀市公共交通活性化によるまちづくり推進計画</li> <li>甲賀市信楽高原鉄道沿線地域公共交通総合連携計画</li> <li>甲賀市地域公共交通総合連携計画</li> <li>甲賀市道の構造の技術的基準を定める条例</li> <li>甲賀市道に設ける道路標識の寸法を定める条例</li> <li>甲賀市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例</li> <li>甲賀市法定外公共物管理条例</li> <li>甲賀市国土利用計画</li> <li>甲賀市交通安全計画</li> <li>甲賀市都市計画マスタープラン</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の安全を守るようなことを優先した社会資本の維持、整備</li> <li>行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく (公共交通機関を利用すべき)</li> <li>市民の責務として、地域にある貴重な財産を有効に活かしていく</li> </ul>
⑤ 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>良い温泉がある(やっぼんぼん、大河原温泉、宮乃温泉、塩野温泉)(B)</li> <li>公立甲賀病院(B)</li> <li>運動施設がたくさんある(グラウンド)(B)</li> <li>ゴルフ場が多いところ(B) (D)</li> <li>子どもや老人の方の遊ぶところが多い(D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の老朽化の進行(A)</li> <li>小学校が多い(A)</li> <li>市民の憩いの場がない(自然いっぱいの公園など)(A)</li> <li>小児科が少ない(A)</li> <li>基本設備の不足(B)</li> <li>河川の整備が進んでいない(川の中の砂)(B)</li> <li>スポーツ施設が使いにくい(B)</li> <li>人口増減合併前のままの施設が多く、統廃合が進んでいない(B)</li> <li>若者の遊び場がない(B)</li> <li>地域医療に差がある(C)</li> <li>人口の割に施設が多い(E)</li> <li>学校の統合がされていない(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市公園条例</li> <li>甲賀市都市公園条例</li> <li>甲賀市立図書館のあり方</li> <li>市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方</li> <li>甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方</li> <li>甲賀市スポーツ振興計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自治振興会の活動拠点整備 (自治振興会の活動拠点としてふさわしいよう整備が必要な地域市民センターがある)</li> <li>市の既存施設有効活用 (人口減少もあり、余ってくる施設が出てくる中での対応)</li> <li>個人の空き家も含め、既存施設の有効利用</li> <li>子ども達が外で安心して遊べる場づくり</li> <li>行政に頼るだけでなく、市民同士も支え合っていく (温かいまち、暮らしやすいまちを実現)</li> <li>施設の維持管理、運営を市民が役割を担いながら行う</li> </ul>
⑥ 市民の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間性の良い人が多い(A)</li> <li>人情味がある(A)</li> <li>いわゆる「スレ」ている人がいない(C)</li> <li>立ち上がりは遅いが協力的な人が多い(C)</li> <li>このまちを良くしようという熱い思いをもった人がたくさんいる(C)</li> <li>いろんな技をもった人がいる(C)</li> <li>人がやさしい(D)</li> <li>住民の質が高い(D)</li> <li>人の人情を感じる(E)</li> <li>絆や仲間意識がある(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民気質として自分たちがほとんど自発的に進める方ではない(B)</li> <li>地元根性が強い(B)</li> <li>リーダーとなる人材が偏っている(C)</li> <li>いろんな力を持った人がいるのに活かされていない(C)</li> <li>リーダーが少ない(D)</li> <li>慣例を大切にすること＝ルールがない、個の価値観が尊重されない(E)</li> <li>人の人情を感じない＝利己主義で他力本願(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民憲章</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おもてなし、まちを愛する心意気を(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再掲</li> <li>市民もできることを積極的にやっつけよう</li> </ul>
⑦ 子ども・若者		<ul style="list-style-type: none"> <li>周りに子どもが少ない(家の中にいる子どもが多い気がする)(B)</li> <li>市街地への若者流入(都市計画)(B)</li> <li>20代、30代の若者がいない(C)</li> <li>若者対策が出来ていない(C)</li> <li>若者がいない(D)</li> <li>若者の定着が少ない(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市子ども・子育て応援団会議条例</li> <li>甲賀市児童クラブ条例</li> <li>こうか 親と子応援アクションプラン</li> <li>甲賀市幼稚園保育園の適正規模及び民営化等に関する基本的な考え方</li> <li>甲賀市子ども読書活動推進計画</li> <li>甲賀市青少年自然体験活動振興計画</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>再掲</li> <li>人や組織を育てて活かしていく</li> <li>再掲</li> <li>子ども達が外で安心して遊べる場づくり</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
⑧高齢者（過疎）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎化の地域が多い（A）</li> <li>・少子高齢化が進んでいる（A）</li> <li>・他市に比べて高齢化率が高い（A）</li> <li>・高齢化が進み、集落の成立が難しくなっている（B）</li> <li>・高齢者同士のつながり、ネットワークが十分でない地域もある（住宅団地など）（B）</li> <li>・高齢者が多い（ひとり暮らしの方も多い）（B）（C）</li> <li>・周辺地では高齢化と過疎化が進んでいる（C）（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市介護保険条例</li> <li>・甲賀市地域福祉推進計画</li> <li>・甲賀市地域福祉（活動）計画</li> <li>・甲賀市第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画</li> <li>・甲賀市国土利用計画</li> <li>・甲賀市都市計画マスタープラン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年長いても安心して住み続けられるまち（B）</li> <li>・自治振興会等による広域的な対策（C）</li> <li>・行政は仕組みづくりや支援、他は地域が主体となって取り組むといった役割分担の明確化（B）</li> </ul>	
⑨市の一体感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町でやり方が違っていたので、統一する場合に選択肢はいくつもある（A）</li> <li>・旧町によって特色のあった文化が合併してもそのまま残っている（続いている）（B）</li> <li>・合併前の5町の個性が活かしている（E）</li> <li>・甲賀全体がブランド（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一極集中になってきた（水口に集まっている。人も物も祭りも）（A）</li> <li>・街の中心がなく、ばらけている。（A）</li> <li>・地域間のバランスが悪い（中心部と周辺部）（A）</li> <li>・合併後、人口の増・減する地域が分かれてきた（B）</li> <li>・旧町の交流が少ない（C）（E）</li> <li>・旧町意識が強い（C）（E）</li> <li>・画一行政をしている所がある（C）</li> <li>・合併時にしなくてはいけない事を今頃している（C）</li> <li>・地域による格差が生まれている（D）</li> <li>・生活基盤に地域格差がある（C）</li> <li>・旧町の特性が活かされていない（C）</li> <li>・旧町のしがらみから抜け出していない（E）</li> <li>・合併前の5町がなかなかひとつになれない（E）</li> <li>・合併は良かったのか（E）</li> <li>・水口ばかりが良い街になっている（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画</li> <li>・国土利用計画</li> </ul>		
⑩コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治振興会がある（A）</li> <li>・山間部では隣近所のつながりが温存している（A）</li> <li>・山間部では区で何事についてもある程度まとまりがある（A）</li> <li>・各地域の結束力がある（特に従前の区・自治会）（A）</li> <li>・地域愛が強い（B）</li> <li>・スポーツが地域でよく行われている（B）</li> <li>・昔ながらの近所、隣どうしの助け合いがまだまだ続いている（区・自治会・自治振興会）（B）</li> <li>・ある程度町の顔が見える（良いも悪いも）（D）</li> <li>・人が少ない（D）</li> <li>・地域としてのまとまりがある（D）</li> <li>・地域の顔がわかりやすい（D）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街中ではつながりが薄れてきている（A）</li> <li>・地域差がある（人の考え方、区・自治会のあり方、事業推進など）（A）</li> <li>・近所との関係がドライになってきた（B）</li> <li>・空き家などが多くなってきた（B）</li> <li>・地縁的なつながりが失われつつある（C）</li> <li>・公共の土地だけでなく、私有地も管理できていない（C）</li> <li>・地域によって差が出てきている（C）</li> <li>・各団体の役員が毎年、順番に回ってくる（C）</li> <li>・地域行事が多すぎる（D）</li> <li>・近所づきあいが薄い（D）</li> <li>・地域の関わりがわずらわしい（D）</li> <li>・イベント等への若者の参加が少ない（D）</li> <li>・若者の地域参加を（E）</li> <li>・女性のリーダーが少ない（E）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市地域福祉推進計画</li> <li>・甲賀市自治振興会等規則</li> <li>・甲賀市行政区設置規則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どういうまちにしたいかを個人が本気で考え、意見交換、議論ができる場を大切にしたい（E）</li> <li>・地域のよさをみんなが活かしていく努力が必要（E）</li> <li>・大切なものを子どもたちに伝えていく（E）</li> </ul>	

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと(条例に盛り込みたいこと)	条例に盛り込んでいくべきこと
⑪ 行政	・窓口の対応が良い(B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧町体質が残っている(A)</li> <li>・個々の活動を取りまとめ、甲賀市のビッグイベントがない(A)</li> <li>・区長会、自治振興会の役割が不明確(A)</li> <li>・親子支援はあっても母支援、働くママ支援がない(A)</li> <li>・財源が不足しているため、補助金が削られる(A)</li> <li>・国歌を斉唱しない(A)</li> <li>・前例にとらわれすぎる(B)</li> <li>・資金不足(B)</li> <li>・鉄道沿線の開発が弱い(C)</li> <li>・集落が点任(C)</li> <li>・行政サービスの地域格差(D)</li> <li>・旧町の温度差がひどい(D)</li> <li>・窓口格差がある(D)</li> <li>・書類の提出が多い(E)</li> <li>・福祉、笑顔がない(E)</li> <li>・職員が上から目線(E)</li> <li>・市民に対して「してやっている」という職員が多い(E)</li> <li>・人口が増加しないということはまちづくりがまちがっているということ(E)</li> <li>・市街化調整区域では発展しない(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市行政手続条例</li> <li>・甲賀市行政組織条例</li> <li>・甲賀市総合計画策定審議会条例</li> <li>・甲賀市監査委員条例</li> <li>・甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</li> <li>・甲賀市法令順守の推進条例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業の役割分担(A)</li> <li>・補助金の見直し整理(A)</li> <li>・子育て支援、母支援(A)</li> <li>・公共施設の整備、市民の集い、憩いの場所作り(A)</li> <li>・地元の想いを活かすインフラ整備(E)</li> </ul>	
⑫ 市民活動と協働	・市民活動が活発に行われている(C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せっかくの市民活動、市民に伝わっていない(A)</li> <li>・地域活動への支援が少なくなってきた(B)</li> <li>・ボランティアの方の活躍の場が少ない(C)</li> <li>・「協働」が言葉だけになっている(C)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市市民協働事業提案制度実施要項</li> <li>・甲賀市市民活動総合保障制度要綱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動支援、協働(A)</li> <li>・区と自治振興会のすみ分け(A)</li> <li>・青少年(子ども)のまちづくりの参画(B)</li> <li>・協働による役割分担(どこまで責任を持つか)(C)</li> <li>・協働はどういった人が担うのか、あるいは受け手なのか(C)</li> <li>・地域のよさを引き出すためには、市民をはじめ多様な主体と今、協働をしていくとき(E)</li> </ul>	<p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民もできることを積極的にやっいてこう</li> <li>・市民と行政との協働</li> </ul>
⑬ 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害が少ない(A)(D)</li> <li>・比較的、安全・安心な街である(A)</li> <li>・災害が少なく暮らしやすい(B)</li> <li>・地域のつながりが強いので、子どもたちの安全対策等が協力してもらいやすい(B)</li> <li>・災害対策(設備・マニュアル等)(B)</li> <li>・安全への取り組み(B)</li> <li>・情報基盤整備により各戸に音声スピーカーがあり、災害対策が進んでいる。(B)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市防災会議条例</li> <li>・甲賀市災害対策本部条例</li> <li>・甲賀市国民保護協議会条例</li> <li>・甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例</li> <li>・甲賀市インフルエンザ等対策本部条例</li> <li>・甲賀市青少年活動安全誓いの日条例</li> <li>・甲賀市生活安全条例</li> <li>・甲賀市暴力団排除条例</li> <li>・甲賀市犯罪被害者等支援条例</li> <li>・甲賀市既存建築物耐震改修促進計画</li> <li>・食育推進計画</li> <li>・安心安全な学校づくり交付金に係る施設整備計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に備えたまちづくり(B)</li> <li>・行政と市民の役割分担による対策(B)</li> </ul>	<p>再掲(例) 河川の氾濫</p> <p>(再掲) ・行政として、市内公共交通事業者と連携を図りながら考えていく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険情報については、市として市民に周知、啓発する</li> </ul> <p>再掲(例) セアカゴケグモ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の責務として、地域の状況把握と情報の共有、</li> </ul>

問題群	強み	弱み	主な既存条例等	この委員会で考えていきたいこと（条例に盛り込みたいこと）	条例に盛り込んでいくべきこと
⑭ 人権			<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市人権尊重のまちづくり条例</li> <li>甲賀市人権総合計画</li> <li>甲賀市同和対策基本計画</li> <li>甲賀市男女共同参画計画</li> <li>甲賀市人権教育基本計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権を大切にする（思いやりの気持ちを育てる）（A）</li> <li>人権意識の高揚（A）</li> </ul>	
⑮ 教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育熱心である（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・専門学校がない、少ない（A）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市教育振興基本計画</li> <li>市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもにとって魅力があり、住み続けたいと思えるまち（B）</li> </ul>	
⑯ 個人情報			<ul style="list-style-type: none"> <li>甲賀市個人情報保護条例</li> <li>甲賀市情報公開条例</li> <li>甲賀市地域情報化計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の扱い方（ルールとは何か）（D）</li> </ul>	
⑰ 国際	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流が進んでいる（E）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国際化推進計画</li> </ul>		
前文に				<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国民として、そして甲賀市民としての自覚と誇りを持つ（A）</li> </ul>	



## 5 働きながら子育てするために

○働き方の見直しを含めた次世代育成支援対策の推進のため、ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>に配慮し、就労者や民間企業、経済団体の理解と参加を促します。

○市として可能な指導、啓発の機会を拡充し、心や時間にゆとりがある子育てができるよう、就労環境の改善にむけた取り組みを進めます。

※ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを提唱する考え方。



## 6 みんなで子どもを守るために

○子どもにとって安全な交通安全のまちづくりを展開します。

○市民が自主防犯意識を高め、地域ごとの防犯活動や子どもへの見守りを行える地域づくりを促します。

○子ども自身への防犯指導を進めます。

○子どもの視点に立った防犯対策とともに、健全な地域づくりをめざした有害環境対策を進めます。



## 7 家庭の自立や社会参加の支援のために

○一人ひとり認め合い、ともに支え合うまちづくりを進めます。

○障がいがある子どもについて、療育、発達支援と保護者への生活支援を行い、障がいの有無に関わらない学習・交流や余暇活動の機会の充実をめざします。

○虐待や保護を要する子ども等について、地域・関係機関の連携を図り、早期発見と早期の適切な対応を目指します。

○ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>※</sup>の防止と被害者の適切な保護、自立支援を進めます。

○ひとり親家庭や外国籍の家庭などの状況に応じて柔軟な支援に取り組みます。

※ドメスティック・バイオレンス…夫婦、恋人など親密な関係にある(あった)者から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、脅迫、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。DVと略される場合もある。



## こうか 親と子応援アクションプラン

甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画) 概要版

発行年月:平成22年3月

発行:甲賀市

編集:社会福祉課

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

TEL 0748-65-0705 FAX 0748-63-4085

# こうか 親と子応援アクションプラン

甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)

平成22～26年度

概要版

子育て家庭を地域全体で支援し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を築くための行動計画を策定しました。



甲賀市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて平成16年度に「こうか 親と子応援アクションプラン～甲賀市次世代育成支援地域行動計画～」を策定し、いっそう子育てしやすいまちをめざした取組を計画的かつ総合的に進めてきました。今回の計画は、前期計画の評価・見直しを行い、平成22年度から26年度までの5カ年を計画期間とする後期計画として策定するものです。

平成22年3月

甲賀市

## 計画の基本理念

甲賀市は、行政はもとより、市民一人ひとりや各種関係団体が連携を強めながら、子育てや子どもたちの成長を積極的に応援し、子育て中の親や子どもにとってそれらの応援が身近に感じられる、安心できるまちづくりを進めていきます。その基本理念を「みんなの参加と身近な応援で、子育ての輪が広がるまち 甲賀市」とします。

# みんなの参加と身近な応援で、 子育ての輪が広がるまち 甲賀市

## それぞれの役割 ～本計画の協働指針～

### ■家庭の役割

親としての自覚と責任について再認識するとともに、子どもが楽しくのびのびと成長し、保育園、幼稚園、学校と協力しながら、親も子どもと共に人として成長していくことをめざします。

### ■地域の役割

自治会レベルでの取り組みなどによって、地域で子どもを見守り、育てる活動を展開し、わが子だけでなくみんなの子どもをみんなで育てる地域として成長していくことをめざします。

### ■企業の役割

家庭や子育てを大切にしたい働き方ができ、男女共同参画社会を実現するための行動を起こし、雇用環境についての改善、男性の育児参加の促進、育児休業の取得への支援などを進めることをめざします。

### ■市、保育園・幼稚園、学校の役割

市や公立私立を含めた保育園・幼稚園、小中学校では、相互連携によって、本計画の理念に沿った次世代の育成をめざします。さらに保育サービスにおいては保護者の多様なニーズに対応します。



## 施策の展開

### 1 身近な地域で子どもを応援するために

- 子どもの権利を尊重するとともに男女共同参画の視点を尊重したまちづくりを進めます。
- 次世代育成支援の理念を市民に啓発します。
- 地域の特性やニーズに対応したサービスや情報を提供し、安心できる身近な子育て支援サービスや市民活動の展開をめざします。
- 多様でゆとりある保育サービスをめざします。
- 行政、市民団体、民間団体、医療機関や事業所など関係者が連携した支援を進めます。



### 2 親子が心身とも健康であるために

- より安心して妊娠・出産できる環境をめざします。
- 子どもの発達に応じた適切な健診・指導・フォローを行います。
- 妊娠前から、心身の健康管理や生活習慣に関する指導、啓発やケアを進めていきます。
- 生涯にわたる食育を推進します。
- 思春期の子どもたちのこころからだの健康に関する課題に取り組みます。
- 身近な地域医療と救急医療、休日医療の維持を図ります。



### 3 子どもも親も心豊かに成長するために

- これから親になる市民が子育てに夢を持てるよう、啓発や学習機会を拡充します。
- 学校教育において自主性や多様性を育む教育内容を充実させます。
- 地域の自然や人材などを活用した学習プログラムの整備や安全対策、自主的に学べる場所づくりを進めます。
- 青少年の健全育成や子どもの意見を反映したまちづくりをめざします。
- 家庭の育児力、教育力の強化をめざします。



### 4 親子にとって快適な生活環境のために

- ユニバーサルデザイン®のまちづくりを進めます。
- 道路の段差の解消、交通安全施設の設置などで安全で快適な交通施設をめざします。
- 子どもやベビーカーなどで乳幼児を連れた保護者にとって安全で使いやすい施設の整備を進めます。

※ユニバーサルデザイン®—子どもや乳幼児連れの親、障がい者・児や高齢者の生活に不便となる障壁を取り除く「リアフリー」の考えをいっそう進めて、年齢、性別や障がいの有無に関わらず、あらゆる人が不自由なく快適に利用できるような環境やサービス、製品をデザインする考え。



# 新 市 建 設 計 画

甲賀地域合併協議会

平成 25 年 6 月変更 甲賀市

## 目 次

1. 序論	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 新市建設計画の策定方針	3
2. 新市の位置と地勢	4
3. 主要指標の見直し	5
(1) 総人口の見直し	5
(2) 世帯数の見直し	6
(3) 就業人口の見直し	7
(4) 主要指標の見直し	7
4. 新市まちづくりの住民ニーズ	8
4.1 住民アンケート調査	8
(1) 将来のまちづくりに必要なこと	8
(2) 将来のまちづくりにおいても引き続き重点的に取り組むべきもの	8
4.2 新市建設計画策定委員会からの提案	8
(1) 新市建設計画策定委員会の概要	8
(2) 新市まちづくりの提案	9
5. 新市まちづくりの基本方針	11
5.1 新市まちづくり計画の体系図	11
5.2 新市の将来像	12
5.3 新市まちづくりの基本方針	13
5.4 地域整備の方向性	16
6. 新市建設計画	19
6.1 施策の体系	19
6.2 新市の主要施策	20
7. 公共的施設の統合整備	33
8. 財政計画	34
8.1 前提条件	34
(1) 歳入	34
(2) 歳出	34
8.2 財政計画	36
(1) 歳入	36
(2) 歳出	37
・用語解説	38

## 1. 序論

### (1) 合併の必要性

#### ① 地方分権の推進

住民に身近な行政は、地方自治体が主体的に行うべきであるという地方分権の潮流のなかで、国・県からの権限委譲により市町村が行う行政サービスの量が増え、これまで以上に幅広い分野で自己決定、自己責任による行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会的要請に対応していくためには、自治能力の高度化や専門化を進めるなど、行政組織を充実させ強化し、地域の実状に合った総合的な行政サービスの向上を図っていくことが必要となっています。

#### ② 少子高齢社会への対応

わが国では少子高齢化が急速に進行しており、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計）によると、総人口は平成18年（2006年）に1億2,774万人でピークに達し、以降長期の人口減少過程に入ります。また、平成26年（2014年）には、65歳以上の老年人口の比率は35%を超えると予測されています。

甲賀地域5町においても、平成12年国勢調査の人口は92,484人、過去10年間で約1万人（+12%）と緩やかな増加傾向にあります。老年人口比率は18.1%と高く、少子高齢化は著実に進行しています。

少子高齢化のさらなる進行は、地域コミュニティの活力低下や、医療・福祉サービス需要への対応が、ますます難しくなることが予想されるため、住民の生活実態やニーズに即したサービスの提供が行える行政能力を持った自治体を築いていくことが必要となっています。

#### ③ 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

社会経済の発展や高度情報化などの進展により、住民の日常生活圏は広域化しており、さらに国際化の進展や価値観の多様化により、住民の生活サービス需要は一層多様化や拡大化され、行政ニーズも多様化し高度化しています。それに伴って、都市基盤や生活環境、福祉や教育などの住民の生活を取り巻くあらゆる分野において、広域的見地からの一体的な施策展開により、行政サービスの充実を図ることが強く求められています。

#### ④ 地域の活性化

甲賀地域5町では、国道など幹線道路沿いの大型量販店の進出により、既存商店街の衰退が深刻化しています。さらに、昨今の長期にわたる景気の低迷や、交通網の整備やモータリゼーションの進展による地域間競争の激化、国際化に伴う輸入自由化などにより、経営的に厳しい状況に直面しています。また、信楽焼や栗・米・茶・ヒノキなどの主要産業の高付加価値化、人材の確保と育成などが緊急課題となっています。

地域の活力向上のためには、甲賀地域5町が一体となって各地域の特色ある魅力を増幅させる、元気のある産業育成、生活環境の充実など、人口の流出抑制と定住促進のための総合的な施策の実施が必要となっています。

#### ⑤ 財政基盤の強化

国、地方ともに財政は極めて厳しい状況にあり、甲賀地域5町においても財源の多くは、地方交付税、や国・県の支出金、地方債などに依存しており、財政は厳しい状況となっています。

国は交付税制度など、地方財政制度の見直しを検討し始めていることから、自治能力強化のためには、人口の増加と産業の振興によって、安定した自主財源を確保するとともに、効率的な財政運営や行財政改革に努め、財政基盤を強化することが必要となっています。

## (2) 新市建設計画の策定方針

### ①計画の趣旨

新市建設計画は、**茨口町・王山町・甲賀町・甲南町・信楽町**の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、5町の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

### ②計画の構成

本計画は、新市建設計画基本構想案を基に新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

### ③計画の期間

本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度とします。

### ④住民意見の反映

新市建設計画は、新市建設計画策定委員会の提案と5町住民の意見を尊重して策定します。

### ⑤その他

新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県の支出金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

## 2. 新市の位置と地勢

新市は、滋賀県東南部に位置し、大阪・名古屋から100キロメートル圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点に位置しています。

面積は481.69平方キロメートルで県土の約12%を占めています。

地形では、東に鈴鹿山系を望む丘陵地で野洲川・新川・大戸川沿いに平地が開け、また、森林も多く琵琶湖の水資源豊富、水質保全にも重要な地域となっています。

奈良時代中期には、聖武天皇により紫雲堂がひらかれ、奈良の東大寺に先駆け大仏建立の詔が発せられました。また、平安時代には、近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、近世に入って東海道が整備されると、水口や土山に宿場がおかれ、これらを中心とした街道の産業や文化が栄えました。昭和40年代以降、工業団地の造成により多くの企業が進出し内陸工業地として発展し、また、区画整理や宅地造成により京阪神のベッドタウンとして都市化が進行しています。また、日本六古窯の一つに数えられる信楽焼や、甲賀流忍術、中世城郭が有名で、寺社仏閣など貴重な文化財も広範囲に数多く存在しています。



3. 主要指標の見直し

(1) 総人口の見直し

平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート法<sup>※7</sup>を基本として総人口及び5歳階級別人口を推計します。出生率、生存率については、国立社会保障・人口問題研究所による滋賀県の数値を用います。

人口の増減は、人の出生・死亡による自然増減と人の移動による社会増減によって生じるものです。「定住促進効果あり」の推計では、平成13年度末の住宅地整備の実績を反映します。

推計結果によれば、社会増減を考慮した平成26年における甲賀地域の人口は、平成12年に比べ2,450人程度増加し、94,892人と予測されます。また平成26年の社会増減は、15～29歳の若年層及び70歳以上の高齢者において減少していますが、その他の年齢層では増加がみられ、全体としては1,453人増となっています。

さらに、今後の施策展開において、定住促進の環境整備、就業機会の創出、地域のイメージアップを図ることにより、現在未建築の区画において約5,100人の入居を見込み、社会増の傾向を維持することを目標として、平成26年の総人口の見直しを100,000人とし、10万人都市の形成をめざします。

＜コーホート法を基本とした年齢階級別人口推計値＞

年齢区分	平成7年 国勢調査	平成12年 国勢調査	平成21年人口推計値 (合併5年後)			平成26年人口推計値 (合併10年後)				
			社会増減 なし(A)	社会増減 あり(B)	(B)-(A)	社会増減 なし(A)	社会増減 あり(B)	(B)-(A)	定住促進 効果あり	
0～4	4,977	4,775	4,567	4,890	322	5,309	4,669	4,908	239	5,389
5～9	5,748	5,158	4,860	4,993	433	5,392	4,562	5,067	505	5,689
10～14	6,167	5,848	4,843	5,076	233	5,294	4,567	5,079	522	5,584
15～19	5,988	5,798	5,287	5,046	▲241	5,100	4,837	4,771	▲66	4,977
20～24	6,186	5,301	5,819	4,926	▲893	4,926	5,277	4,473	▲804	4,522
25～29	5,536	6,710	5,675	5,595	▲80	6,170	5,806	5,329	▲478	5,845
30～34	5,799	5,602	5,557	6,005	447	6,400	5,660	5,664	4	6,321
35～39	6,015	5,964	6,452	6,742	290	6,985	5,540	6,179	639	6,764
40～44	6,507	6,071	5,635	5,858	223	6,054	6,425	6,808	383	7,193
45～49	7,189	6,534	5,923	6,057	134	6,183	5,599	5,885	287	6,453
50～54	5,692	7,232	6,064	6,227	163	6,402	5,861	6,100	239	6,347
55～59	5,136	5,639	6,502	6,684	182	6,849	5,964	6,212	248	6,462
60～64	5,354	5,036	6,632	6,767	135	6,861	6,335	6,569	235	6,766
65～69	5,095	5,097	5,167	5,189	22	5,235	6,360	6,470	110	6,579
70～74	3,610	4,701	4,550	4,518	▲32	4,535	4,838	4,837	▲1	4,888
75～79	2,631	3,216	4,238	4,243	6	4,269	4,087	4,081	▲5	4,117
80～84	1,863	2,054	3,261	3,156	▲105	3,164	3,504	3,384	▲120	3,403
85～	1,277	1,707	2,704	2,390	▲314	2,399	3,558	3,074	▲483	3,079
総数	90,740	92,443	93,437	94,363	925	97,509	93,439	94,892	1,453	100,000

※国勢調査データにおいて年齢不詳の人数は累計に含まない。

※定住促進効果は、平成13年度における地域内の宅地で未建築の区画×定住促進率20%×将来世帯あたり人員数により概算算定した。

(2) 世帯数の見直し

世帯数の推計は、先に示した総人口見直しを1世帯あたりの人口で除して求めることとします。

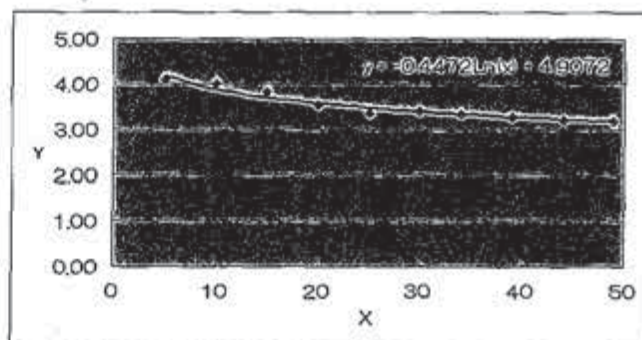
将来の1世帯あたり人口は、昭和55年～平成12年までの国勢調査の実績値を用いて、回帰分析により推計します。

＜人口・世帯数の推移＞

	人口				世帯数					
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人口	27,471	28,826	30,683	35,182	37,044	7,038	7,502	8,471	10,679	11,639
男子	9,469	9,915	9,798	9,680	9,363	2,193	2,343	2,213	2,498	2,584
女子	12,025	12,121	12,084	12,075	11,840	2,705	2,837	2,849	2,942	3,107
世帯	12,727	14,373	15,908	18,903	19,839	3,074	3,552	4,075	5,078	5,640
世帯あたり人口	13,511	13,843	14,215	14,904	14,392	3,383	3,572	3,989	4,449	4,530
合計	79,203	79,078	82,688	90,744	92,484	18,393	19,805	21,677	25,646	27,500
世帯あたり人口	4,09	3,99	3,81	3,54	3,36	-	-	-	-	-

＜1世帯あたり人口予測(回帰分析)＞

世帯	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年
Y人/世帯	6	10	15	20	25	30	34	39	44	49
Y人/世帯	4.09	3.99	3.81	3.64	3.36	3.39	3.33	3.27	3.21	3.17



※回帰分析における近似式は自然対数関数(Ln関数)によるものとした。自然対数は、定数e(2.718...)を底とする対数。

平成26年の1世帯あたり人口は、3.27人/世帯であり、世帯数の見直しは、以下の算式により、30,581世帯とします。

$$\begin{aligned} \text{世帯数の見直し} &= \text{総人口見直し} / \text{1世帯あたりの人口見直し} \\ &= 100,000 / 3.27 \\ &= 30,581 \text{ 世帯} \end{aligned}$$

(3) 就業人口の見直し

下表のように平成2年～平成12年にかけて就業率は、減少傾向にあります。今後のさらなる高齢化の進展などにより、就業率が低下していくことが懸念されます。

しかし、平成26年までの就業率は、産業振興や雇用の充実を図り、男女共同参画の推進や高齢者・障がい者の就労促進などに取り組むことにより、平成12年の水準を維持できるものと想定します。

＜就業人口＞

区分	平成2年	平成7年	平成12年	
15歳以上人口総数	66,001	73,848	76,662	
就業人口	42,610	46,856	48,087	
就業率	64.6%	63.4%	62.7%	
就業人口	水口	15,612	18,487	19,127
	土山	5,132	5,138	4,935
	甲賀	6,256	6,245	6,124
	甲南	8,025	9,751	10,148
国楽	7,585	7,235	7,753	

就業人口の見直しは、以下の算式により、52,264人とします。

$$\begin{aligned} \text{就業人口の見直し} &= 15歳以上人口総数の見直し \times \text{平成12年の就業率} \\ &= 83,356 \times 0.627 \\ &= 52,264 \text{人} \end{aligned}$$

(4) 主要指標の見直し

主要指標の見直しについて整理すると、下表に示すとおりです。

＜主要指標の見直しの整理＞

(単位：人、世帯)

区分	平成7年	平成12年	合併5年後 (平成20年)	合併10年後 (平成26年)	
総人口	90,740	92,443	97,509	100,000	
年齢別人口	年少人口 0～14歳	16,892 (18.6%)	15,781 (17.1%)	15,995 (16.4%)	16,644 (16.6%)
	生産年齢人口 15～64歳	59,372 (65.4%)	59,887 (64.8%)	61,921 (63.5%)	61,290 (61.3%)
	老年人口 65歳以上	14,476 (16.0%)	16,775 (18.1%)	19,593 (20.1%)	22,066 (22.1%)
	世帯数	25,646	27,500	29,282	30,581
世帯あたり人員	3.54	3.36	3.33	3.27	
就業人口	46,856	48,087	51,109	52,264	
就業率	63.4%	62.7%	62.7%	62.7%	

4. 新市まちづくりの住民ニーズ

4.1 住民アンケート調査

市町村合併と将来のまちづくりについて、住民の皆さんの意向を把握するため、水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の5町に居住される20歳以上の方、10,000人を対象に、住民アンケート調査を平成14年5月に実施しました。その結果、3,530人の方々からご回答をいただきました。

(1) 将来のまちづくりに必要なこと (複数回答3つ以内)

最も多くの回答があったのは「健康づくりや、子ども、高齢者などを大切にする(健康・福祉のまちづくり)」が(61.6%)で、「環境保全や水源対策など、「自然と共生したまちづくり)」が(47.6%)と、ほぼ半数の人が回答され、3番目に多かったのは、「道路や公共交通機関の整備など(便利で安全なまちづくり)」(46.1%)、「地産産業の育成や商店街の活性化など(地域経済を発展させるまちづくり)」(34.5%)、「少子化対策など(子育てしやすいまちづくり)」(24.2%)の順位の結果となっています。

(2) 将来のまちづくりにおいても引き続き重点的に取り組むべきもの (複数回答2つ以内)

「豊かで多様な自然の活用と保全」(50.5%)、「受け継がれた固有の伝統産業の振興」(43.9%)、「多彩な人材の育成と活用」(34.4%)、「風土に培われてきた特産品の振興」(26.3%)、「豊富な地域固有の歴史の活用」(24.0%)の順位の結果でありました。

4.2 新市建設計画策定委員会からの提案

(1) 新市建設計画策定委員会の概要

本委員会は、主として住民の立場から甲賀地域5町の新たなまちづくりの手段として合併を考え、合併後の新市の将来像や主要施策に対し、意見を出し合っており、「新市まちづくり提案書」にまとめ、合併協議会へ提案していただくことを目的に設置されました。

委員会は公署や推薦により選任された各町住民3名、町職員1名の合計20名の委員で構成されています。

平成14年10月の第1回の委員会から、平成15年2月まで9回の委員会が開催され、2月24日第9回委員会で「新市まちづくり提案書」の取りまとめがされ、同日、合併協議会へ提出いただきました。

## ②新市まちづくりの提案

新市建設計画策定委員会が求める「新市のあるべき姿」と「新市まちづくりの4つの視点」について、以下のような提案がされました。

### ①新市のあるべき姿

#### ① 活気のあるまち

第1には、住民は新市が「活気のあるまち」であることを望んでいることが分かりました。まちは人がいて成り立つものであり、活気のあるまちとは人が活き活きと動いていることだと考えます。また、活気のあるまちにするためには、1)人口が減らないこと、2)人々が活発に動いていること、3)産業が活発で職場が充分にあることが必要になります。

新市が活き活きと将来にわたって発展し続けるためには、これらの条件を満たせるようにまちづくりの方向付けがなされることを望みます。

#### ② みんなに便利なまち

第2には、住民は新市が「みんなに便利なまち」であることを望んでおります。これは一部の地域や人々だけが便利になるのではなく、全ての地域の人々が便利になることを意味します。将来の環境や次の世代に負の遺産を残さぬように、甲賀地域の本来のよさである田舎らしさを活かしながら、第二名神高速道路開通やJR草津線複線化の促進をチャンスと捉えて、未来世代の住人たちが喜んでくれるような便利さを創り上げたいと考えます。

#### ③ 住み心地のよいまち

第3には、住民は「住み心地のよいまち」を望んでおります。それは単に「駅や学校が近い」とか「物価が安い」など物理的な便利さや利益だけでなく、心の豊かさを満たし、地域を誇りを持って語れるような「住み心地のよさ」を意味しております。そのためには、緑の多さ、歴史や文化の香り、落ち着いた街並み、教育や医療の充実、あるいは地域の人々がお互いに交流し助け合う心など、1) 快適性、2) 健康・福祉、3) 文化の香り、4) 安全・安心といった要素が同時に満たされることが必要だと考えます。

#### ④ 参画できるまち

第4には、住民は新市のあらゆる活動に「参画できる」ことを望んでおります。これは単に行政により計画された事業や行事に住民が参加するだけでなく、住民自身がそれらの立案や計画、実施・運営に参画し、住民の意思を反映したいと望んでおります。

さらには地方自治そのものについても、可能な限り住民の意思を行政に反映させたいと望んでおり、住民自身がNPOやボランティアあるいは民間活力として、サービスを提供する側へも積極的に参画できるまちづくりを求めています。

## ②新市まちづくりの4つの視点

新市のあるべき姿を実現するために、次の4つの視点でまちづくりを行うことが必要であると考えます。

合併は住民のために行われるものであることから、新市はあくまで「住民が主役」であり、常に未来のことを考える「未来志向」のまちであり、将来の環境や次世代の利益を損なわないように「環境を守る」まちであり、一部だけが発展してどこの地域が衰えてしまうことのない「地域の均衡ある発展」をめざすまちでなければならないと考えます。

### ① 住民が主役

地方自治の本来の意味は、地方はそこに住む住民が自己責任のもとに、自ら治めるということであることから、新市ではこの本来の姿からスタートすることが必要です。

### ② 未来志向

活気のあるまちであり続けるためには、「まち」は未来に向かって常に発展し続ける必要があります。むやみに開発を押し進めるのではないものの、しかしその時代に適応しなければ生き残れない現実があるため、新市は未来に向かって自らを革新し、着実に発展し続けることが必要です。

### ③ 環境を守る

今や地球規模で環境と資源を未来世代に残そうという環境優先の時代に入っています。甲賀地域という恵まれた自然環境の中で21世紀に暮らすわたしたちは、自然環境を守り未来世代へ引き継ぐ責務があることから、環境への配慮を前提とした発展を原則とすることが必要です。

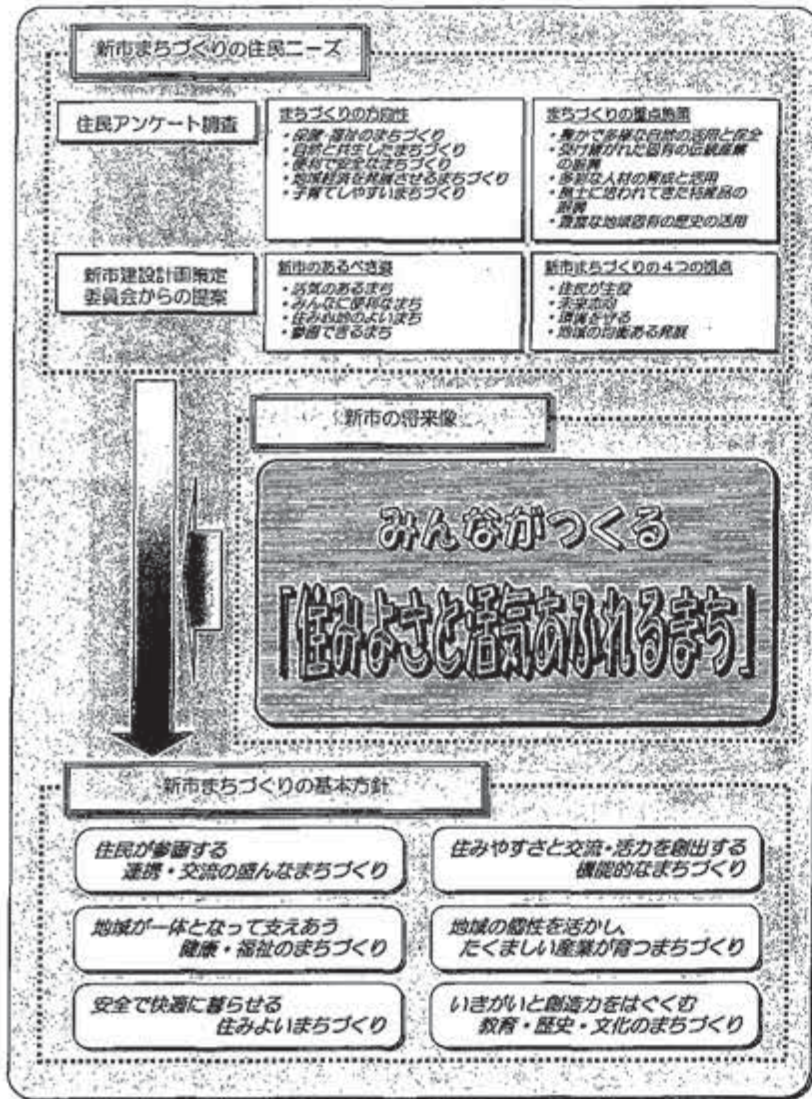
### ④ 地域の均衡ある発展

合併は、地域に住む住民みんなのために行われるものであり、決して一部の地域や一部の人たちだけのために行われるものでないことを常に確認し、一部だけが発展してどこの地域が衰えてしまうことのないよう、均衡ある新市の発展をめざすことが必要です。



5. 新市まちづくりの基本方針

5.1 新市まちづくり計画の体系図



5.2 新市の将来像



合併の必要性、住民アンケート及び新市建設計画策定委員会からの提案等を新市まちづくりへの課題（方向性）と受け止め、わたしたちは新しいまちづくりをめざします。

緑の安らぎと暮らしの便利さを同時に実感でき、いきがいを持って健康で安心に暮らせるまちを「住みよさ」とし、地域の均衡ある発展により、まち全体の産業が活気を持ち、人びとが生き生きと行き交い、未来に希望が湧いてくるまちを「活気あふれるまち」と位置づけます。

このようなまちを、まちの主役である住民の参画のもとに、住民・企業・行政が協働して創っていくことをめざし、みんながつくる「住みよさと活気あふれるまち」を新市の将来像とします。

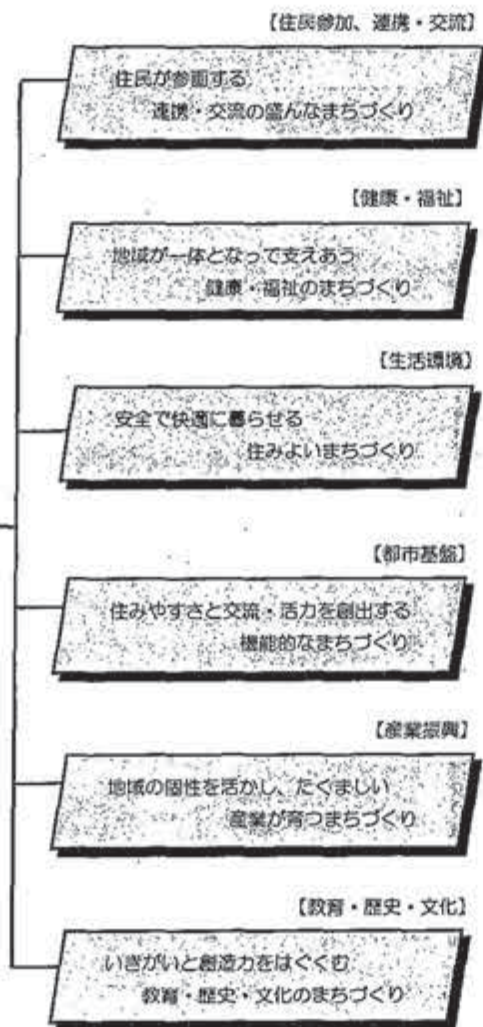
### 5.3 新市まちづくりの基本方針

新市の将来像を実現するため、新市まちづくりの具体的な基本方針として、以下の6つの項目を設定します。

〈新市の将来像〉

みんなが「住みたいまちづくり」を実現する

〈新市まちづくりの基本方針〉



### ①住民が参画する連携・交流の盛んなまちづくり

日常生活圏の広域化が進む中で、新市に多くの人が集まり、交流し、活動することは、地域の発展につながります。また、個性ある地域づくりを進めるためには、住民自らがまちづくりに参画し、自主的な活動を行うことが重要です。

そのため、新市では、さまざまな交流機会を創出し、参画しやすい環境づくりを図るため、連携・交流のまちづくりを推進します。

また、情報公開の充実を図るとともに、NPO<sup>※</sup>やボランティアなど住民組織の育成と支援を推進します。

### ②地域が一体となって支えあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢社会の到来により、社会活力や社会保険の水準の低下などが懸念され、健康・福祉のまちづくりを一層強く進めることが求められています。

そのため、新市では、住民が生産を通じて健康で安定した、ゆとりのある生活を送ることができるよう保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの充実を図ります。

また、子育ての負担を軽減させ、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが心身ともに健やかに育っていける環境づくりを推進します。

さらに、公共的施設やその周辺などにおいてユニバーサルデザイン<sup>※</sup>を推進するとともに、住民の健康づくりの支援に努め、地域が一体となって支えあうまちづくりを推進します。

### ③安全で快適に暮らせる住みよいまちづくり

住みよいまちには、利便性が高く、住みやすい環境と安心して暮らせる日常生活が求められます。

そのため、新市では、安全な水の安定供給や公共下水道の整備促進をはじめとする生活基盤の整備を促進するとともに、防災・防犯対策が確立されたまちづくりを推進します。

また、緑豊かな自然環境を保全し、自然と親しみ、ふれあいを共生できるまちづくりを進めます。

さらに、住民・企業・行政が連携して協力し、「資源循環型社会<sup>※</sup>」の実現に努めます。

## ④住みやすさと交流・活力を創出する機能的なまちづくり

第二名神高速道路へのアクセス道路の整備とともに、地域資源や公共的施設などに連携する幹線道路網や生活道路の整備を図り、機能的なまちづくりを推進します。

また、鉄道や循環バスなど公共交通の利便性を高め、住民や観光客の利用促進と個性を活かした地域のイメージアップを図ります。

さらに、情報化社会に対応した基盤整備により、住みやすさの向上と交流促進を図るとともに、自然環境保全と地域の特色を最大限に活かした秩序ある都市づくりを推進します。

## ⑤地域の個性を活かし、たくましい産業が育つまちづくり

広域交通基盤の整備を活かし、企業の誘致などにより産業の振興と雇用の創出を図ります。一方、陶器・菓・茶などの地場産業のさらなる活性化対策により新市のイメージアップを図ります。

また、農林業の生産基盤整備や担い手の育成を図るとともに、既存商業施設の振興や産業間の連携強化を図るなど、活気あるまちづくりを推進します。

さらに、魅力的なまちとするため、廻廊・廻廊・史跡などの豊かな地域資源を活かした観光振興を図ります。

## ⑥いきがいと創造力をはぐくむ教育・歴史・文化のまちづくり

個性と創造力のある豊かな人間性を育むためには、教育や文化活動の充実が求められます。

そのため、新市では、未来を担う児童・生徒の豊かな情緒と健全な心身を育成し、国際化、高度情報化など新しい時代の変化に対応できる教育環境の充実を図ります。

また、生涯を通じて自らが学習できる体制を整備し、いきがいを育むまちづくりを推進します。

さらに、みんなで地域を知り、地域から学び、歴史や伝統文化及び文化財の保護・活用をさらに充実させるとともに、個性ある文化の創造に努めます。

## 5.4 地域整備の方向性

### (1)基本的な整備の考え方

新市の地域整備計画は、合併後の新市の総合計画などで具体的に検討することになります。本計画では、新市まちづくりの基本方針に沿って新市の将来像を実現するため、各地域の均衡ある発展を図ることを基本とし、新市として一体的かつ計画的なまちづくりを進めます。

このため、地域の豊かな自然と人とが共生した環境にやさしい地域づくりをめざし、産業、歴史・文化などの資源を活かし、以下の点に配慮して地域整備を進めます。

- インターチェンジ周辺の環境整備(玄関口にふさわしい土地利用の誘導、広域交流拠点づくり)
- 中心市街地及び老工業の活性化(賑わい空間づくり、特色ある地域核づくり)
- 駅周辺の環境整備(交流拠点づくり)
- 地域連携・住民参画の推進(市民の企画に参加によるイベントなど)
- 観光ネットワークの確立(地域を効果的に発信する観光ルート等の整備促進)
- 自然環境の保全と農林業の活性化(水源涵養と特産品の振興)
- 産業基盤の整備(企業誘致)

### (2)都市構造の考え方

#### ①国土連携軸

近畿圏・中京圏など国土レベルの交流を促進し、活力ある地域の実現をめざします。

#### ②広域連携軸

周辺都市との連携を強化し、広域的な交流の充実を図ります。

#### ③地域連携軸

特色ある地域核間の交流と連携を強化し、一体的なまちづくりと、さらなる魅力の創出をめざします。

#### ④地域核

都市機能が集積した各地域の中心地区を地域核として位置づけ、地域ごとに特色ある機能強化を図ります。

#### ⑤居住環境整備・地域活性化エリア

現在の市街地、集落などを快適な居住空間として、また、地域を活性化するための産業エリアとして位置づけ、自然との共生に配慮しながら、活気に満ち、住みやすい環境整備を進めます。

#### ⑥自然環境保全エリア

地域の豊かな自然を保全し、農林業の振興を図るエリアとして位置づけ、観光やレクリエーションなどにより、人と自然のふれあい、人と人との交流を通じて、地域の活性化を図ります。

(3) 地域整備方針

新市は、森林、丘陵、河川など地域の特色ある自然と街道・忍術・薬業・やきもの・茶など多様な歴史文化を併せ持つ、地域固有の特性を持っています。

このことから、「街道・文化ゾーン」、「歴史・文化ゾーン」、「伝統・文化ゾーン」の3つのゾーンに区分し、ゾーンごとの魅力、特色を踏まえ、それぞれの個性を活かしながら、地域の将来を担う若者が、生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

Ⅰ. 街道・文化ゾーン

古くは伊勢参宮道、近世の東海道など、街道を中心に産業や文化が栄えたゾーンで、現在でもそのなごりが色濃く出ている地域であり、まさに「街道・文化」という名にふさわしいゾーンです。

この歴史的な特色を活かし、広域的な連携を視野に入れ、より魅力あるゾーンとするため、国土連携軸を活用した文化交流、産業連携の促進により新たな賑わいのある地域づくりを進めます。

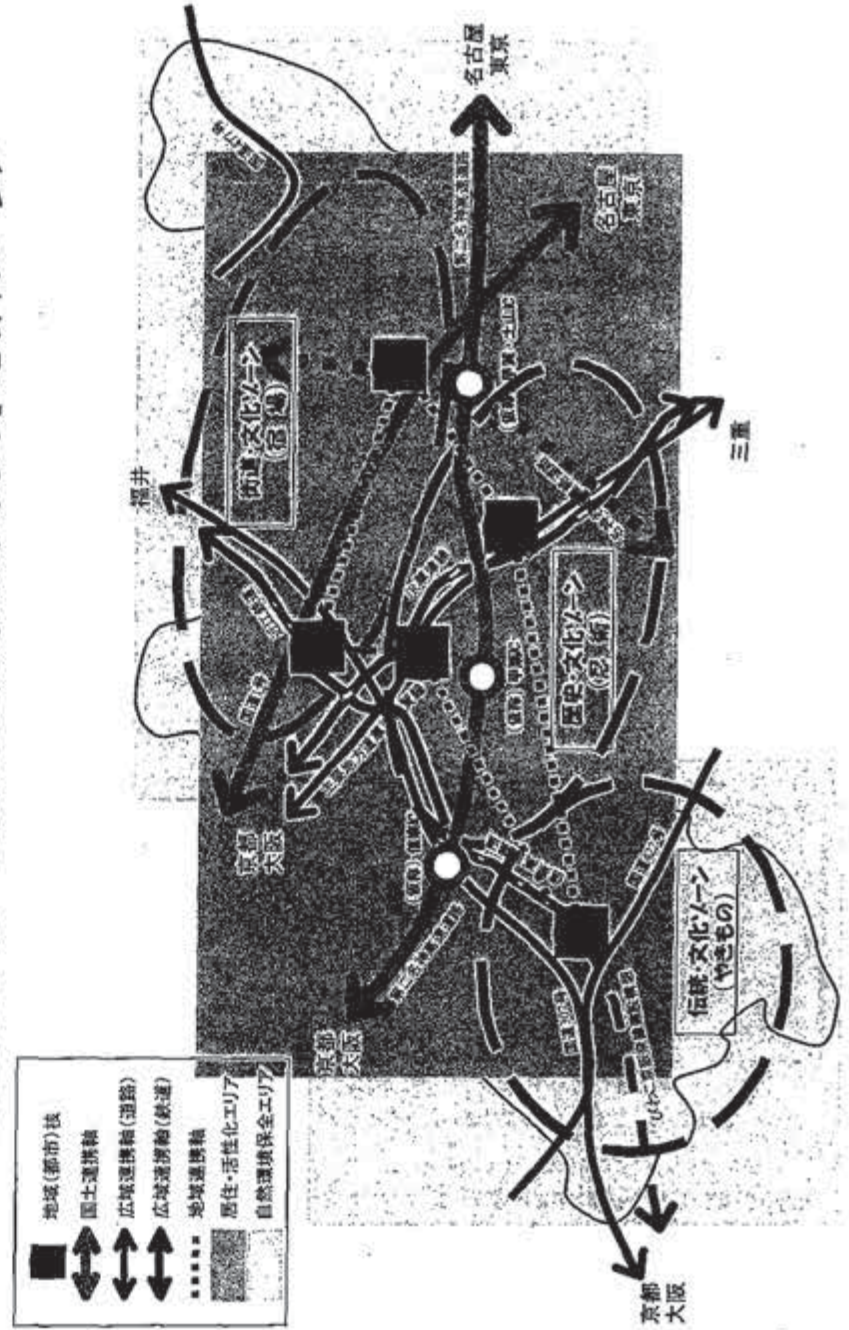
Ⅱ. 歴史・文化ゾーン

忍術・薬業など極めて個性豊かな歴史と文化・風土をもつゾーンで、この地域が第二名神高尾道路の整備によって高速交通体系に組み込まれ、全国との強い結びつきが生まれます。この地域のもつ「歴史・文化」を最大限に活用し、観光振興、産業連携によって新たな魅力を創出し、さらに個性と活力のある地域づくりを進めます。

Ⅲ. 伝統・文化ゾーン

全国的に知名度の高いやきものを地産産業として持ち、多くの歴史的遺産を有する「伝統・文化」の香りの高いゾーンです。これらを活かした効果的な連携を図りつつ、地域の持つ歴史・文化・自然という魅力ある個性をさらに強化し、観光、産業を中心とした地域の活性化を進め豊かでうるおいのある地域づくりを進めます。

＜みんながつくる「住みよさと活気あふれるまち」地域イメージ＞

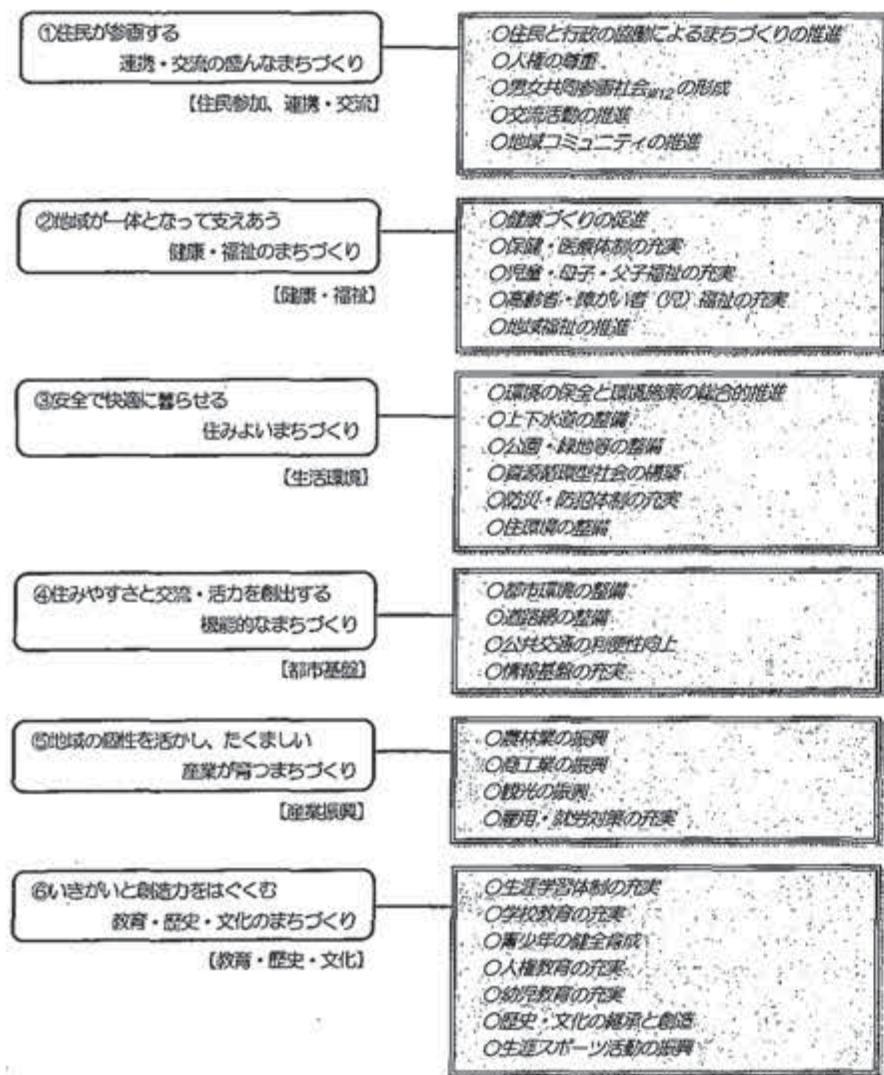


6. 新市建設計画

6.1 施策の体系

<新市まちづくりの基本方針>

<主要施策>



6.2 新市の主要施策

【住民参加、連携・交流】

★基本方針1 住民が参画する連携・交流の盛んなまちづくり

①住民と行政の協働によるまちづくりの推進

- 住民と行政が対等な関係で連携し協働する「パートナーシップ」を築くため、行政の意思決定段階から住民が主体的に参画できるまちづくりの体制や事業を推進します。
- NPOやボランティアなど、まちづくりに携わる住民組織・団体への支援の充実や、個人情報保護に一層配慮するとともに、情報公開の拡充などにより、幅広く住民の意見が反映されるまちづくりを進めます。

②人権の尊重

- 人権が尊重される住みよいまちをめざして、地域・家庭・職場などのさまざまな場面において、人権啓発を推進するとともに、相談活動や支援事業などの人権対策事業を展開します。

③男女共同参画社会の形成

- 地域社会活動へ男女が共に参画できるよう施策を推進し、互いに支え合う意識の高揚を図るとともに、幅広い分野でそれぞれの持てる個性と能力が発揮できる社会的な活動の場を拡充させる支援体制と人材育成に努めます。

④交流活動の推進

- 国際的な視野に立った人材の育成をめざし、国際理解教育を推進するとともに、在住外国人の生活支援や、国際交流団体の育成と支援に努めます。
- 新市の一体感の醸成を図るため、祭やイベントなどを通して、住民相互の交流の場を創出します。
- 地域の自然・歴史・文化など豊かな資源を活かした特色ある地域ネットワーク計画の推進や新たな交流機会の創出により、地域内外での連携と交流を進めます。

⑤地域コミュニティの推進

- 地域コミュニティのさらなる活性を促すため、各種団体や自治会活動の支援を図り、活動拠点となるコミュニティ施設の整備を推進します。
- 地域個性を活かせる人材の育成やコミュニティ活動の支援を図ります。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①住民と行政の協働によるまちづくりの推進	市民参画システムの確立	465
	ボランティア・NPOなどの活動支援	
②人権の尊重	人権啓発の推進	50
	人権対策推進事業	
③男女共同参画社会の形成	男女共同参画のための計画策定・推進	50
④交流活動の推進	国内外交流活動の支援	77
	住民間交流の促進	
	地域ネットワーク計画の策定と推進	
⑤地域コミュニティの推進	地域活性化イベントの開催支援	55
	コミュニティ施設整備事業	
	コミュニティ活動の推進と人材育成	
合計		697

★基本方針2: 地域が一体となって支えあう健康・福祉のまちづくり

①健康づくりの促進

- 「自分の健康は自分でまもる」をモットーに健康の増進、疾病の予防など健康管理に対する意識の高揚を図るとともに、基本健康診査や各種がん検診、予防接種などの一層の充実を図ります。
- 保健・福祉施設の利用促進や健康教育、健康相談の充実を図り、健康推進員やボランティアによる組織活動を支援するなど、住民の日々の健康づくりを促進します。

②保健・医療体制の充実

- 夜間、休日急患に対応できる緊急医療体制の充実と高度医療体制の強化のため、公立甲賀病院をはじめとする地域の医療機関の整備を図ります。
- 疾病予防から早期治療、機能回復訓練まで保健対策の充実とともに、包括的な地域保健医療サービスの提供体制確立のため、保健・医療・福祉関係機関の相互の連携を強化するとともに、その拠点となる総合保健福祉センターなどの整備を図ります。

③児童・母子・父子福祉の充実

- 核家族化、少子化が進行する中で、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境をつくるため、保育所や学童保育所などの施設整備を推進するとともに、NPOや福祉団体などの民間活力に対する支援を図ります。
- 子育てや子どもの健康と教育に関する不安など、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきており、地域社会の人々と連携を密にした相談・支援体制の充実を図ります。

④高齢者・障がい者（児）福祉の充実

- 介護が必要となった高齢者が、介護サービスを利用し、地域や家庭で安心して暮らしていけるようサービス供給基盤の確保と整備を図ります。
- 寝たきりや痴呆に対する予防策として、老人保健事業や健康づくり事業などの充実に加え、高齢者が老人クラブやシルバー人材センター<sup>※13</sup>などを通じて就労やスポーツ、趣味活動など社会に参画することを支援し、いきがいづくりを推進します。
- 障がい者や高齢者が安心して暮らせるよう、公共施設におけるボランティアや手話通訳者の設置、緊急時等の連絡体制の充実など、心と生活環境の両面でのバリアフリー化<sup>※14</sup>を推進します。

⑤地域福祉の推進

- 市制施行に伴い福祉事務所<sup>※15</sup>の設置とともに、生活保護や児童・障がい者（児）福祉などの援護、育成に対する権限委譲が進むことから、新市において総合的かつ一体的なサービスの提供に努めます。
- 思いやりと助け合いの心で共に支えあう福祉のまちづくり推進のため、地域福祉活動の実践を支援します。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①健康づくりの促進	予防接種・各種健康検診の充実	100
	健康づくり組織活動支援事業	
②保健・医療体制の充実	緊急医療体制の充実	805
	公立申請病院及び市立病院施設整備事業	
	総合保健福祉センター施設整備事業	
③児童・母子・父子福祉の充実	保育所整備事業	1,124
	学童保育所、子育て支援センター整備事業	
	子育てに関するNPOや福祉団体への支援	
④高齢者・障がい者(児)福祉の充実	高齢者・障がい者(児)活動支援体制の充実	191
	介護老人保健施設整備事業	
	在宅・施設介護サービスの充実	
	公共的施設などへのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
	NPO・ボランティアなど介護支援団体への支援	
⑤地域福祉の推進	福祉事務所の設置	238
	地域交流活動拠点づくり	
合計		2,458

## ★基本方針3:安全で快適に暮らせる住みよいまちづくり

## ①環境の保全と環境施策の総合的推進

- 豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景の保全と活用をし、環境意識の高揚を図るとともに、地球環境問題も視野に入れた総合的な環境施策を推進します。
- 東海道唐櫃町・榑街道・伊勢街道や沿道河川景観形成地区など各地域の特性に合った景観を創出し、きれいな街なみの環境整備に努めます。

## ②上下水道の整備

- 安全な水の安定供給を図るため、地域の水源開発や浄水施設などの上水道整備を推進します。
- 自然環境の保全と快適な生活をめざし、公共下水道事業と農村集落排水事業の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽設置も併せて推進します。

## ③公園・緑地等の整備

- 気軽にスポーツや余暇を楽しめ、安らぎの実感できる豊かな自然環境と調和した公園・緑地の整備を進めます。
- 個性あふれる憩いの場を創出するとともに、災害時の避難場所としても活用できる多目的ひろばの整備を図ります。

## ④資源循環型社会の構築

- 資源循環型社会の実現をめざして、ゴミ問題に対する意識の高揚と、廃プラスチックリサイクルや生ごみ回収<sup>分別</sup>事業など住民・企業・行政が一体となって廃棄物の減量化や資源化のために、リサイクル<sup>10</sup>運動を推進します。

## ⑤防災・防犯体制の充実

- 災害に強いまちづくりをめざし、地域防災計画による総合的な防災体制を確立します。
- 自主防災や防犯組織の育成と活動支援や、防災・防犯施設の充実により、安全で安心なまちづくりをめざします。
- 交通安全のための教育や啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設などの充実に努めます。
- 治水事業及び治山・砂防事業の実施により、がけ崩れ、地すべりなどの災害防止に努めます。

## ⑥住環境の整備

- 老朽化が進んでいる公営住宅は、福祉面や居住性に配慮した住宅の計画的な整備や改築を促進します。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①環境の保全と環境施策の総合的推進	環境基本計画の策定	715
	美しく個性的な景観づくりの推進	
②上下水道の整備	上水道施設整備事業	3,189
	公共下水道整備事業	
	農業集落排水施設整備事業	
③公園・緑地等の整備	憩いの場、ふれあいの場の創出	1,375
④資源循環型社会の構築	廃棄物処理施設の整備充実とリサイクル事業の推進	1,030
	ゴミの資源化と処理体制の充実	
	資源循環システムの推進	
⑤防災・防犯体制の充実	地域防災計画策定と整備事業	800
	地域防災・防犯組織の育成	
	交通安全施設などの整備	
	治水事業及び治山・砂防事業の推進	
⑥住環境の整備	公営住宅整備事業	1,300
合計		8,409

＜新市における県事業等の推進＞

主要施策	主要事業の概要
①都市防災機能の充実	河川改修事業
	急傾斜地崩壊対策事業
	砂防事業
	河川環境整備事業
	交通安全施設整備事業

★基本方針4. 住みやすさと交流・活力を創出する機能的なまちづくり

①都市環境の整備

- 無秩序な開発の抑制と都市の均衡ある発展をめざし、新たな都市計画や土地利用計画の検討を行います。
- 新市の持続的発展のため、環境面、防災面に配慮しながら、都市公園など公共施設の整備や駅周辺開発、第二名神高速道路インターチェンジ周辺開発などを推進するとともに、市民を守る防災拠点としての機能を有する庁舎整備を進めます。
- 分譲団地の整備や土地区画整理事業などの推進により、多様な住宅地を確保し、定住化を促進します。

②道路網の整備

- 既存の道路網計画を見直し、現況道路を活かしながら、各地域主要施設のネットワーク化を図るために、安全性と快適性や環境に配慮した広域幹線道路網の整備を推進します。
- 国道1号・307号・主要地方道草津伊賀線など、地域の骨格となる幹線道路、第二名神高速道路インターチェンジへのアクセス道路、道の駅の整備などにより、周辺都市との交流や産業の連携強化を図ります。
- 生活に密着した道路は、住民にやさしい親しみある道路空間を創出するため、広域交通幹線道路との機能分担に配慮しながら、バリアフリー化や沿線緑化、歩道設置、通学路の整備に努めます。
- 道路拡幅や、交差点・踏切などの改善、消雪施設の整備など、防災性、安全性、利便性に優れた道づくりを推進します。

③公共交通の利便性向上

- JR草津線の複線化や東海道新幹線びわこ栗東駅の整備など、鉄道施設整備を促進します。
- 近江鉄道や信楽高原<sup>トコト</sup>鐵道の利用促進と利便性の向上を図るとともに、びわこ<sup>びわこ</sup>京阪奈線鉄道建設構想の実現をめざします。
- 駅へのアクセス性や駅施設のバリアフリー化など快適性の向上を図ります。
- 循環バスの運行の効率化を促進するとともに、鉄道との接続環境の整備や高速道路バスストップの整備を行い、広域性や利便性の向上を図ります。
- ユニバーサルデザインに配慮した車両（ノンステップバス<sup>※17</sup>）の導入など、新市内の子どもや高齢者、障がい者をはじめすべての住民が、気軽に安心して利用できる身近な移動手段の環境を整備します。

④情報基盤の充実

- インターネットなどの情報通信基盤整備により、地域情報化を推進し、情報の共有と一体化を図るとともに、行政事務の電子化や情報化により、地域に開かれた行政をめざします。



★基本方針5「地域の個性を活かし、たくましい産業が育つまちづくり」

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①都市環境の整備	都市計画区域の設定	9,916
	複合機能都市整備事業	
	駅周辺開発事業	
	第二名神高速道路インターチェンジ周辺開発事業	
	都市公園整備事業	
	土地区画整理事業	
②道路網の整備	広域幹線道路整備事業	4,901
	第二名神高速道路アクセス道路整備事業	
	主要施設間を結ぶ生活道路整備事業	
	安全で快適な地域の生活道路整備の推進	
③公共交通の利便性向上	駅舎などの鉄道施設整備事業（東海道新幹線びわこ東駅など）	2,000
	駅へのアクセス性の向上	
	JR草津線の複線化及び近江鉄道、信楽高駅線道の利便性向上	
	循環バスの効率化と利便性向上	
	高速道路バスストップ整備事業	
	観光周遊バス、広域バス、デマンドバス <sup>※18</sup> の運行	
	環境やユニバーサルデザインに配慮したバス車両の導入	
④情報基盤の充実	地域情報化の推進	1,000
	電子自治体の推進	
合計		17,817

<新市における県事業等の推進>

主要施策	主要事業の概要
①道路網の整備	第二名神高速道路建設事業
	名神名阪連絡道路整備促進
	道路整備事業、遊路改良事業
	自歩道設置事業
	橋りょう <sup>※19</sup> 整備事業
②地域の活性化	地域活性化インターチェンジ設置事業

①農林業の振興

- 低産整備<sup>※19</sup>・用排水路・ため池をはじめとする農業生産基盤の整備を通じ、優良な農用地を良好な状態で保全し、計画的な土地利用を図るとともに、林道等の林業生産基盤の整備を推進し、生産体制の近代化を図ります。
- 後継者の育成を支援するとともに、集約営農の推進や農業法人など多様な経営体の育成に努めます。
- 特色ある自然を活かし、住民と来訪者が交流できる体験農林業や観光農林業を促進し、農林業の多角化を図ります。
- 地域の個性を活かした付加価値の高い特産品の開発を促進するとともに、環境こだわり農業や有機農業<sup>※20</sup>など環境に配慮した農業を育成し、イメージアップを図ります。
- 農産物や木材の地元消費を促進するとともに、消費拡大や販路拡大に努めます。

②商工業の振興

- 既存商店街を活性化し、魅力ある商店街の形成を図るとともに、地域ニーズに対応した若者が集まる商業空間の創出を図ります。
- 第二名神高速道路を活かし、先端産業などの企業を工業団地へ誘致するとともに、ベンチャー企業<sup>※21</sup>の育成を支援し、産・学・官及び異業種間の連携、交流を促進します。
- 信楽焼や栗などの地場産業においては、後継者の育成や新商品の開発を支援するなど活性化を図ります。
- 中小企業の経営の安定化を支援するため、融資制度の活用や経営相談・指導体制の充実を図ります。

③観光の振興

- 豊富な自然・歴史・伝統文化・芸術などを観光資源として活用し、地場産品とも連携した新たな体験型・滞在型観光拠点を創出します。
- ホームページや観光マップ等を活用し、わかりやすく、利用しやすい情報発信を促進し、全国へのPRに努めます。
- 地域観光資源の魅力を高め、ネットワーク化を図る一方、観光イベントの開催等新たな観光資源の開発を支援します。

④雇用・就労対策の充実

- 工業団地への工場誘致により、雇用の促進と若者の定住化を図ります。
- シルバー人材、障がい者をきめた就労希望者に対し、技能取得や就職情報支援を行うなど、雇用の促進と勤労者福祉の充実を図ります。

単位：百万円

【教育・歴史・文化】

★基本方針6 いきいきと創造力をはぐくむ教育・歴史・文化のまちづくり

主要施策	主要事業の概要	事業費
①農林産業の振興	農林業生産基盤整備事業	4,321
	農林業経営支援事業	
	特産品、ブランド商品開発支援事業	
	観光農林業の促進	
	農林産加工品の流通支援	
	後継者育成支援事業	
②商工業の振興	商店街活性化事業	130
	後継者育成などの地場産業の活性化支援	
	企業誘致の促進	
	産・学・官連携推進事業	
③観光の振興	体験型・滞在型観光拠点施設整備事業	400
	地域観光資源ネットワーク促進事業	
④雇用・就労対策の充実	就労機会の創出	100
	勤労者福祉対策	
合計		4,951

<新市における県事業等の推進>

主要施策	主要事業の概要
①農業生産基盤の整備	県営農業用水再編対策
	地域用水機能増進
	経営体育成基盤整備事業
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備
	中山間地域総合整備・一般
	国営総合農地防災事業
	県営ため池等整備・小規模
	県営農業用河川工作物心身対策
	国営造成施設管理体制整備（管理体制整備型）
	森林整備事業
	水源森林総合整備事業
	集落水源地整備事業
地域防災対策総合治山事業	

①生涯学習体制の充実

- 総合的な生涯学習<sup>※22</sup>施設の整備とネットワーク化を図り、既存施設を充実させ、多様な学習内容に対応し専門性の高い指導員の活用と育成を図ります。
- 各種生涯学習グループなどの学習成果を発表する機会の拡大と、学習内容を地域へ広げる活動の育成と支援を図ります。

②学校教育の充実

- 児童・生徒が主体的、創造的に生きていくための、教育内容の充実を図り、一人ひとりの個性や能力に応じた学習や、自ら学び考える力を育む教育活動を展開します。
- 知・徳・体の調和のとれた、豊かでたくましい心を育み、自国や郷土に誇りを持ち、国際社会に貢献できる人間の育成をめざします。
- 学校週5日制、非行やいじめ、不登校などの問題に対応し、地域社会と一体となった特色ある学校づくりを進めます。
- 国際化、情報化などの新しい教育内容や、バリアフリー化などに対応した教育施設の充実を進め、教育環境の向上に努めます。

③青少年の健全育成

- 地域の連携意識や家庭の教育力を向上させるために、家庭・学校・地域社会が一体となった取り組みを強化していきます。
- 青少年の活動の場や世代間交流機会の創出などを通して、健全で人間性豊かに成長していく環境づくりを促進します。

④人権教育の充実

- 一人ひとりが自分の問題として、互いの人権を認め合うまちをめざし、学校をはじめ地域ぐるみの学習活動を強化します。
- 人権意識の高揚を図るため地域や団体などでリーダーを育成し、同和教育の深まりと人権教育への広がりを図り、あらゆる差別を許さない人権文化創造のまちづくりをめざします。

⑤幼児教育の充実

- 幼児期にふさわしい教育を保障するため、幼稚園・保育園双方の機能や特色を弾力的に活かした環境づくりを促進します。
- 家庭と園の連携を強めるほか、児童館などの教育施設の充実を図ります。
- 家庭の教育力の向上や、子育て支援ボランティアを育成し、幼児が健やかに成長していく環境づくりを推進します。



## 7. 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように充分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情などを考慮しながら、既存の施設の有効利用も含め、逐次検討し整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎などについては、住民窓口サービスの低下を招かないよう充分配慮し、電算処理システムのネットワーク化などにより、必要な機能の整備を図ります。

## 8. 財政計画

### 8.1 前提条件

本計画は、合併後の平成16年度から平成31年度までの16年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績などを基礎として、普通会計ベース（公営事業会計以外の会計をまとめたもの）で作成したものです。

#### (1) 歳入

##### ① 地方税<sup>※23</sup>

市税としてこれまでの状況を踏まえ、生産年齢人口の伸び率などを見込み算定。

##### ② 地方交付税

普通交付税については、国の構造改革による影響額を考慮したうえで、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定、及び合併に係る交付税措置を見込み算定。

##### ③ 国庫支出金<sup>※24</sup>、県支出金

過去の実績をもとに、合併に係る財政支援も含めて算定。

##### ④ 地方債

地方債については、新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特別債<sup>※25</sup>の活用も含めて算定。

#### (2) 歳出

##### ① 人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減、合併による特別職職員<sup>※26</sup>の減少などを見込み算定。

##### ② 物件費<sup>※27</sup>

過去の実績をもとに、合併による事務経費の削減効果や新市建設計画の主要事業、高齢者福祉への対応などを考慮して算定。

##### ③ 扶助費<sup>※28</sup>

過去の実績を参考にし、高齢者福祉に係る所要額の増加への対応や生活保護費の算入などを見込み算定。

##### ④ 補助費等<sup>※29</sup>

過去の実績に高齢者福祉への対応を見込み算定。

##### ⑤ 公債費

平成15年度までの地方債に係る償還予定額に、平成16年度以降における新市建設計画の主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定。

⑥ 積立金

合併特例費を活用した新市振興基金（仮称）への基金積立を平成16年度に計上。

⑦ 繰出金

過去の実績に高齢者福祉への対応を見込み、国民健康保険事業・老人保健事業・介護保険事業・下水道事業など、前会計への繰出金を算定。

⑧ 繰越前年度事業費

新市建設計画における主要事業及びその他の普通建設事業を見込み算定。

8.2 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方税	12,170	12,105	12,201	12,207	12,219	12,224	12,211	12,108	13,413	13,402	13,581	13,637	13,703	13,771	13,942
地方課税等	387	387	387	387	387	387	387	387	387	385	385	385	385	385	385
利子利・配当割・株式等 譲渡所得割交付金	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
地方消費税交付金	728	728	728	728	728	728	728	728	791	1,340	1,542	1,740	1,740	1,740	1,740
ゴルフ場利用税交付金	554	554	554	554	554	554	554	554	420	420	420	420	420	420	420
自動車取得税交付金	296	296	296	296	296	296	296	296	103	103	103	103	103	103	103
地方特例交付金	421	421	421	421	421	421	421	421	60	60	60	60	60	60	60
地方交付税	7,064	8,428	8,208	7,988	7,955	7,816	7,805	7,782	7,060	7,811	7,648	7,237	6,859	6,461	6,449
交通安全対策特別交付金	13	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14
分担金及び負担金	951	1,010	923	897	872	774	857	857	409	409	409	409	409	409	409
使用料及び手数料	884	884	884	884	884	884	884	884	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032
国庫支出金	2,680	3,041	2,607	2,136	2,083	1,734	1,628	1,383	3,040	3,203	3,644	3,781	3,641	3,748	3,762
県支出金	1,855	2,059	2,002	1,827	1,885	1,711	1,677	1,792	2,319	2,319	2,369	2,387	2,423	2,461	2,501
形産収入	235	235	235	235	235	235	235	235	139	139	139	123	80	89	89
寄附金	69	69	69	69	69	69	69	69	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	90	4	4	4	4	4	4	4	1,307	242	242	742	262	242	242
繰越金	37	0							150	151	151	150	150	150	150
雑収入	1,084	1,086	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	596	647	647	577	577	577	597
地方債	8,847	6,612	4,663	4,261	3,890	3,276	2,663	2,439	2,939	3,038	6,882	7,230	3,409	2,815	3,074
歳入合計	37,194	37,218	37,531	37,101	37,227	37,782	37,782	37,424	44,242	44,242	44,242	44,242	44,242	44,242	44,242

(2) 歳出

区分	(単位：百万円)											
	昭和16年度	昭和17年度	昭和18年度	昭和19年度	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
人件費	7082	7002	6934	6834	6662	6578	6485	6415	6362	6439	6363	6250
扶助費	1815	2029	2002	2065	2067	2070	2073	2078	2083	4654	4840	5034
公債費	3604	3715	3656	3647	3688	3693	3635	3683	3912	3836	4114	4122
小計	12481	12703	12692	12561	12712	12741	12493	12376	12367	16029	15317	15412
物件費	5603	6121	5789	5220	5185	4939	4400	4255	4111	6394	6463	6410
維持補修費	210	219	228	237	246	255	263	272	281	342	355	360
補助費等	4745	4746	4748	4749	4751	4752	4754	4756	4759	4689	4653	4524
繰出金	2700	2715	2732	2749	2765	2781	2797	2825	2852	4356	4443	4532
投資・出資・貸付金 ・その他	469	469	469	469	469	469	469	469	469	359	259	259
積立金	3775	78	363	473	404	571	1,179	1,048	1,147	22	22	22
小計	17572	14348	14323	13977	13820	13757	13662	13625	13619	16172	16195	16107
普通建設事業費	9121	10454	8450	7695	7595	6807	5972	5781	5311	3048	4170	7711
小計	8121	10454	8450	7695	7595	6807	5972	5781	5311	3048	4170	7711
歳出合計	28105	27578	26431	26243	26103	25315	22327	21782	21287	34249	35582	35230

【用語解説】

項目	内容	説明	
1	※1 地方分権	行財政の権限を中央統制機関に集中させずに、都市計画の用途地域決定の事務などの権限を移譲し、地方の自治団体に広く分散させること。	
	※2 コミュニティ	〔community〕 地域社会。 共同社会。	
2	※3 モータリゼーション	〔motorization〕 自動車が大衆の生活の中で広範に利用されるようになる現象。利便性が享受できる一方、近年では都市部において深刻な交通問題や環境問題を引き起こしている。	
	※4 地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正するため、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税と税に係るものを除く消費税及び国のたばこ税のそれぞれの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税。	
	※5 地方債	地方公共団体が金融の借入、または債券の発行により負う会計年度を越える債務。また、その発行された債券。	
	4	※6 ベッドタウン	〔(和) bed+town〕 大都市周辺の住宅地域。住宅衛星都市。
	5	※7 コーホート法	コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法。ある人口集団を年次的に追跡し、集団の動向の変化量と変化率を用いて人口を推計していく。
12	※8 協働	性格(団体の目的、長所・短所など)の異なる主体が、対等な立場で、それぞれの長所を活かして、共通の目標に向けて協力すること。	
14	※9 NPO	〔non profit organization〕 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。非営利組織・団体。特定非営利活動法人・市民活動団体を指す。	
	※10 ユニバーサルデザイン	〔universal design〕 年齢や身体能力に関わりなく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。	
	※11 循環型社会	大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロをめざす社会。2000年(平成12年)、生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。	
19	※12 男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。	

番号	用語	説明
22	※13 シルバー人材センター	高齢者の希望に応じ、その就業を援助して、能力の積極的な活用を図るため、地域社会の臨時的かつ短期的なものなどの軽易な業務を提供し、高齢者福祉の増進に資することを目的に設立された団体。1986年（昭和61年）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で法制化。
	※14 バリアフリー	〔barrier free〕「道路、駅、建築等生活環境面での物理的な障壁の除去」という意味合いが強いが、より広く社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使われる。
	※15 福祉事務所	社会福祉法第14条に規定する福祉に関する事務所。生活保護法・児童福祉法・母子福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める保護、育成または構成の措置に関する事務をつかさどるところとされており、その具体的内容については各法に詳細に規定されている。
24	※16 リサイクル	〔recycle〕一度使用され廃物となった新聞紙・金属製品などを捨てずに回収し、再び資源として利用すること。広義では、日常生活の不用品をそのまま他の者が譲り受けて利用することも指す。
26	※17 ノンステップバス	〔non-step bus〕高齢者や車椅子利用者などが乗り降りしやすいように、段差を少なくしたバス。リフトやスロープが付属した低床仕様のバス車両。
27	※18 デマンドバス	〔demand bus〕利用者の要望に応じて停留所に呼び寄せたり、停留所以外でも乗り降りができる仕組みのバス。
28	※19 ほ場整備	農村地域の人々を中心となって定めた換地計画に基づく農村地域全体の総合事業。優良農地の集約的確保とともに、河川・道路・農村公園などの公共用地や宅地などの非農用地を計画的に配置し、秩序ある土地利用を形成する。
	※20 有機農業	堆肥等による土づくりを行った圃場において、科学的に合成された肥料及び農薬を使わず、土の持つ生産力や自然循環機能を維持活用した栽培法による、自然の力を最大限に利用した農業。
	※21 ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創意的で革新的な経営を展開する小企業。
30	※22 生涯学習	学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。1990年（平成2年）生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律が制定された。

番号	用語	説明
34	※23 地方税	地方公共団体が地方税法の定めるところにより賦課し徴収する租税の総称。市町村税では市町村民税や固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税などの普通税と国民健康保険税などの目的税がある。
	※24 国庫支出金	国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進する目的で資金の使途を指定して交付する国庫補助金・国庫負担金・委託金などの総称。
	※25 合併特例債	合併後10ヵ年度に限り、市町村建設計画に基づいて行う事業及び地域住民の連帯強化のための基金造成のうち、特に必要と認められるものは地方債を充当できるしくみ。その元利償還金の一部は、普通交付税で措置される。
	※26 特別職	町長・助役・収入役などその地位や職務が特別の性格をもっていて、地方公務員法の適用を除外される職。
	※27 物件費	地方公共団体が支出する経費のうち、人件費・維持補修費・扶助費・補助費等以外の消費的性質の経費の総称。資金や旅費・需用費・役員費・委託料・使用料及び賃借料など。
	※28 扶助費	地方公共団体が生活保護法・児童福祉法・老人福祉法等の各種の法令に基づき被扶助者に対して支出している費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額。
	※29 補助費等	決算統計上における分析の1項目であり、補助費等の項目とされる支出事項は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様。他の費用に分析されない補償費・役員費・委託料・負担金補助及び交付金・補償補てん・賠償金など。
35	※30 普通建設事業費	道路・橋りょう・学校・庁舎など公共用または公用施設などの建設事業に要する投資的経費。地域社会の発展のためには、もっとも積極的な事業であり、災害復旧費・失業対策費と合わせて投資的経費と呼ばれる。

重点プラン

55の施策・活動の中から30を重点プランとして取り組みます。



【基本方針1】 地域福祉システムの整備

①地域での見守りや暮らしに役立つ情報を提供します



【基本方針3】 住民参加

③ふれあいいきさサロン活動を地域の重点活動として推進・支援します



【基本方針4】 地域福祉活動の基盤強化・拠点施設

⑤身近な地域に、だれもが気軽集える地域福祉活動の拠点を整備し、ボランティア活動の活性化をめざします



【基本方針2】 健康福祉のネットワーク

②地域福祉の担い手づくりのためにご近所福祉研修会を開催します



【基本方針3】 生活関連課題

④日常生活のさまざまな課題に応じて生活支援の取り組みを検討し、支援します



計画の内容については、市と市社協のホームページよりご覧いただけます。

甲賀市 健康福祉部 社会福祉課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
甲賀市役所 水口庁舎  
TEL 0748-65-0700 FAX 0748-63-4085

<http://www.city.koka.lg.jp/>

社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口5609番地  
水口社会福祉センター内  
TEL 0748-62-8085 FAX 0748-63-2021

<http://www.kokashakyo.jp/>

# こうかしちいきふくしすいしんけいかく 甲賀市地域福祉推進計画

【中間見直し】



## 基本理念

共に生き、支えあい、個性が輝く  
人権尊重と健康福祉のまちづくり

## 地域福祉って？

誰もが住みながら地域で安心して暮らせるようにみんなが協力し、ささえあうことが「地域福祉」です。



平成24(2012)年3月  
甲賀市 甲賀市社会福祉協議会



地域福祉推進計画の  
案内役 こうかくん



## 地域福祉計画って？

人権尊重と健康福祉のまちづくりを目標に、甲賀市と甲賀市社協が協働して策定した計画で、みんなが協力して取り組みます。



## 地域福祉の課題をどう解決していくの？

— 地域福祉推進の方法 6つの「つ」 —

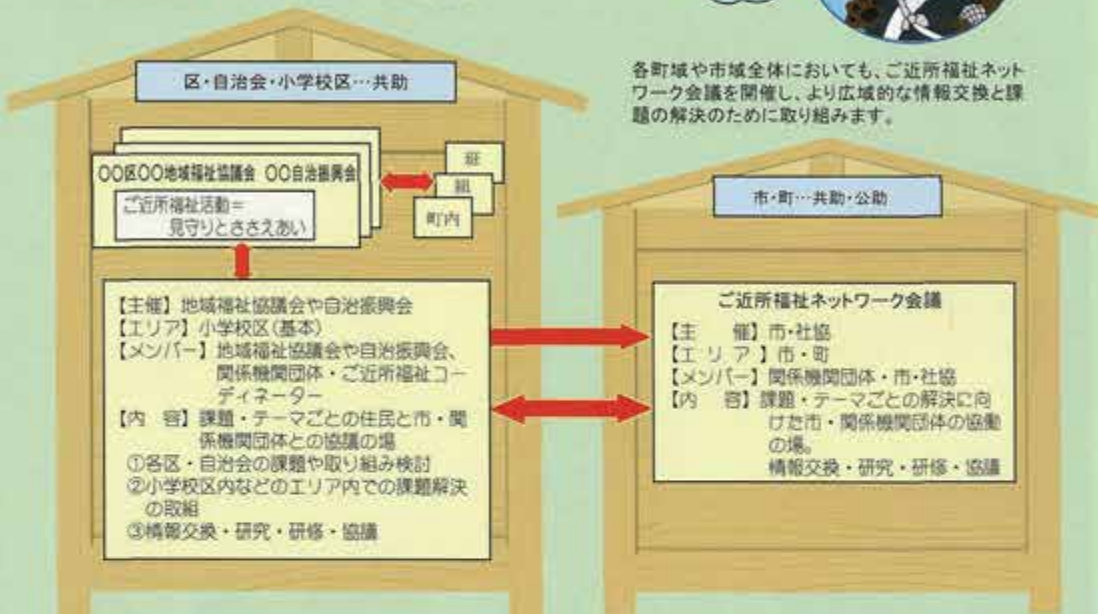


## ご近所福祉活動の流れ

小学校区ではご近所福祉会議が開催されるよう支援します。区・自治会で解決しきれない課題に取り組んだり、情報交換をしたりする会議で、自治振興会と協働して活動します。

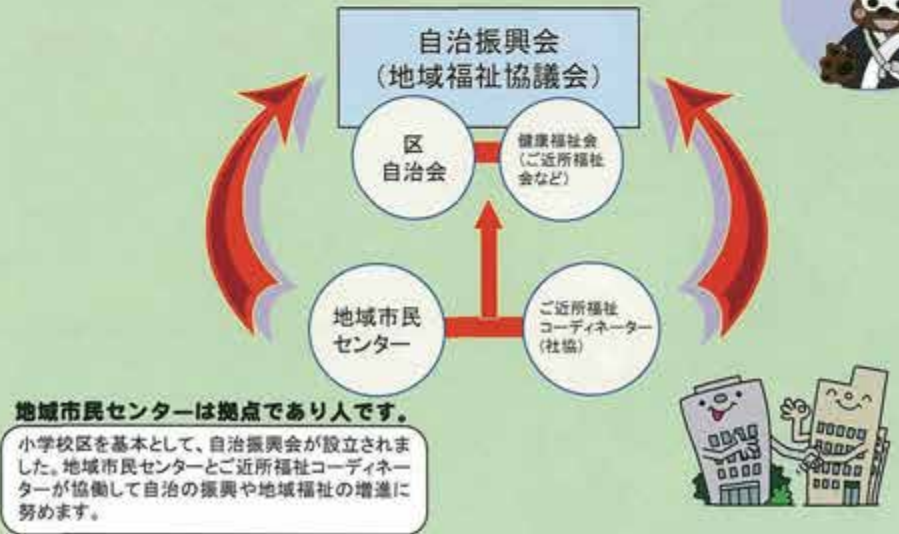


各町域や市域全体においても、ご近所福祉ネットワーク会議を開催し、より広域的な情報交換と課題の解決のために取り組みます。



## ご近所福祉活動を支援します！

区・自治会ごとに健康福祉会（ご近所福祉会など）を組織し、見守り活動などの地域福祉を推進するんだね。



甲賀市自治振興会等規則をここに公布する。

平成23年3月29日

甲賀市長

甲賀市自治振興会等規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治振興会の設立（第3条・第4条）

第3章 自治振興交付金の交付（第5条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、区、自治会、自治振興会及び市がそれぞれの活動を尊重し、互いに協働及び連携しながら、人権を大切にした住民主体のまちづくりを推進することによって住民自治を確立するための財政支援として、自治振興交付金を交付することについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区 甲賀市行政区設置規則（平成16年甲賀市規則第4号）に定める組織をいう。

(2) 自治会 甲賀市行政区設置規則に規定されていない組織であって、連帯意識のもとに特定の包括された居住地域の住民によって自主的に結成された組織をいう。

(3) 自治振興会 概ね小学校区を基準とした別表第1のそれぞれの区域（以下「自治振興区域」という。）内で市民、各種団体等の参画により自主的に設立された住民の組織をいい、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

ア 名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員を選出方法及び役割、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他自治振興会を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。

イ 自治振興区域内に居住する住民によって構成される団体であって、当該区域内で事業を行う個人若しくは法人、通学者、通勤者又は当該区域内で活動する団体に対しても広く参加する途を開いていること。

ウ 自治振興区域内の全ての区又は自治会が運営に参画していること。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

第2章 自治振興会の設立

（自治振興会の設立）

第3条 自治振興会を設立し、その代表者を選出したときは、自治振興会設置届（様式第1号）により市長に届け出るものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じた場合は、自治振興会変更届（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

（協力及び助言）

第4条 市は、自治振興会の円滑な運営を促進するため、自治振興会の活動について協力し、助言することができる。

第3章 自治振興交付金の交付

（自治振興交付金）

第5条 市長は、第3条の届出をした自治振興会に対し、自治振興会の活動に必要な財源として、自治振興交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

2 市長は、自治振興会が組織されていない区及び自治会に対し、区・自

治会活動に必要な財源として、交付金を交付することができる。

3 交付金の総額は、前々年度の甲賀市一般会計の市民税（個人及び法人の現年分）の決算額のうち3%以内とし、予算で定める額とする。

（交付金の種類及び交付対象事業）

第6条 前条第1項に規定する交付金の種類及び交付対象事業は、別表第2による。

2 前条第2項に規定する交付金の種類及び交付対象事業は、別表第3による。

（交付金の額）

第7条 第5条第1項に規定する交付金の額は、別表第4に定めるところにより算定する。

2 第5条第2項に規定する交付金の額は、別表第5に定めるところにより算定する。

（交付金の申請）

第8条 自治振興会が、第5条第1項に規定する交付金の交付を受けようとするときは、自治振興交付金交付申請書（様式第3号）に事業計画書（様式第4号）、収支予算書（様式第5号）及びその他必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 区又は自治会が、第5条第2項に規定する交付金の交付を受けようとするときは、自治振興交付金交付申請書（様式第3-1号）に収支予算書（様式第5-1号）及びその他必要書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し交付金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、自治振興交付金交付決定通知書（様式第6号又は様式第6-1号）により通知するものとする。

3 交付金の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受領した場

合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

4 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付請求）

第10条 前条の交付決定通知を受けた自治振興会、区又は自治会（以下「交付団体」という。）は、自治振興交付金交付請求書（様式第7号又は様式第7-1号）により、交付金を市長に請求するものとする。

（交付金の交付時期）

第11条 市長は、前条の交付請求を受けた場合には30日以内に交付金を概算払により交付するものとする。

（状況報告）

第12条 市長は、交付金の交付を受けた交付団体に対して、事業の進捗状況について報告を求めることができる。

（交付金の取消し）

第13条 市長は、交付団体が、次のいずれかに該当すると認めた場合は、交付金の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1） 交付金の執行目的、執行方法等が不相当と認められるとき。

（2） 虚偽の申請その他不正な手段により交付金を受けたとき。

2 前項の規定により交付金の返還を求められた交付団体は、速やかに交付金を市へ返還しなければならない。

3 前項の規定による交付金の返還がなされない場合は、市長は次年度の交付金において差引処理することができる。

4 交付団体は、法令の定め並びに交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって交付金事業等を行うものとし、交付金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第14条 交付団体は、事業が完了したときは、それぞれに該当する自治振興交付金実績報告書(様式第8号又は様式第8-1号)に収支決算(見込)書(様式第9号又は様式第9-1号)及び自治振興交付金決算監査報告書(様式第10号又は様式第10-1号)を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付金の精算)

第15条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、交付団体の事業等が第6条に規定する交付金の種類及び交付対象事業に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは交付金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により交付金の額を確定したときは、速やかに自治振興交付金精算通知書(様式第11号)により交付団体に通知するものとする。

3 市長は第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付金事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該交付団体に対して指示するものとする。

(使途の特例)

第16条 交付団体は、単年度事業費のみでは成し得ないような大きな規模の交付対象事業の経費に充てるため、事業加算金を事業に要する費用の一部に積み立てることができる。この場合において、交付団体は、積立を行う年度の交付申請書及び実績報告書の提出時に自治振興事業費積立調書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の積立期間は、最長5年とする。

(会計年度)

第17条 交付団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

2 当該会計年度における支出は、当該年度の収入をもって、これに充て

なければならない。ただし、別表第2に定める交付金の種類のうち、基礎交付金、事務加算金及び区活動交付金は当該年度の決算において剰余金が生じたときは、これを繰越しすることができる。

(事業の変更等の報告)

第18条 交付団体は、別表第2の事業加算金で計画していた事業が実施に至らなかった場合又は新たに事業を計画する場合、事業計画変更届出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 交付団体は、別表第2の事業加算金で計画していた事業が実施に至らなかった場合は、当該交付金相当額を市へ返還しなければならない。

(交付金に係る帳簿等の保存年限)

第19条 交付団体は、交付金に係る帳簿及び証拠書類を、当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 交付団体は、自治振興交付金により取得し、又は効用が増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、若しくは用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の全部若しくは一部を返還した場合又は当該財産の耐用年数を経過した場合であって、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(情報公開等)

第21条 交付団体は、第14条に規定する実績報告書等、第19条に規定する帳簿及び証拠書類、その他交付団体の活動に関する書類を事務所に備付け、一般の閲覧に供さなければならない。ただし、個人情報についてはこの限りでない。

第4章 雑則

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(甲賀市敬老事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 甲賀市敬老事業補助金交付要綱(平成17年甲賀市告示第13号)は、廃止する。  
(甲賀市防犯灯設置事業補助金交付要綱の廃止)
- 3 甲賀市防犯灯設置事業補助金交付要綱(平成16年甲賀市告示第169号)は、廃止する。  
(甲賀市ごみ集積所整備補助金交付要綱の廃止)
- 4 甲賀市ごみ集積所整備補助金交付要綱(平成16年甲賀市告示第27号)は、廃止する。  
(自主防犯活動団体補助金交付要綱の廃止)
- 5 甲賀市自主防犯活動団体補助金交付要綱(平成18年甲賀市告示第47号)は、廃止する。

別表第1(第2条関係)

自治振興会の区域		区域	区・自治会数
1	伴谷・伴谷東小学校区	水口町八田、水口町春日、水口町山、水口町伴中山、水口町下山、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部	11
2	柏木小学校区	水口町泉、水口町北泉1丁目、水口町北泉2丁目、水口町酒人、水口町植、水口町宇田、水口町北脇、水口町西林口の一部、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部	9
3	水口小学校区	水口町松尾、水口町秋葉、水口町元町、水口町京町、水口町高塚、水口町神明、水口町本町1丁目、水口町本町2丁目、水口町松栄、水口町暁、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町1丁目、水口町朝日が丘、水口町新町2丁目の一部、水口町八坂の一部、水口町古城が丘、水口町水口の一部	27
4	綾野小学校区	水口町名坂、水口町東名坂、水口町本綾野、水口町八光、水口町梅が丘、水口町城東、水口町綾野、水口町日電、水口町城内、水口町本丸、水口町中郷、水口町南林口、水口町的場、水口町東林口、水口町西林口の一部、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町2丁目の一部、水口町八坂の一部、水口町水口の一部、水口町笹が丘の一部	17
5	貴生川小学校区	水口町岩坂、水口町高山、水口町山上、水口町袖中、水口町牛飼、水口町三大寺、水口町宇川、水口町貴生川、水口町貴生川1丁目、水口町貴生川2丁目、水口町虫生野、水口町虫生野虹の町、水口町虫生野中央、水口町北内貴	14
6	岩上学区	水口町今郷、水口町和野、水口町織峨、水口町新城、水口町中畑	8
7	鮎河小学校区	土山町大河原、土山町鮎河	6
8	山内小学校区	土山町黒滝、土山町黒川、土山町笹路、土山町山女原、土山町山中、土山町猪鼻	9

9	土山小学校区	土山町南土山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町野上野、土山町大澤	16
10	大野小学校区	土山町頓宮、土山町前野、土山町市場、土山町大野、土山町徳原	13
11	大原小学校区	甲賀町操野、甲賀町神、甲賀町大原上田、甲賀町大久保、甲賀町大原中、甲賀町鳥居野、甲賀町相模、甲賀町大原市場、甲賀町高野、甲賀町押坂	10
12	油日小学校区	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、甲賀町鹿深台	9
13	佐山小学校区	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐	4
14	第一小学校区	甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深川の一部、甲南町深川市場、甲南町稗谷の一部、甲南町森尻、甲南町宝木、甲南町耕心1丁目から4丁目まで	9
15	第二小学校区	甲南町杉谷、甲南町新治、甲南町塩野、甲南町市原	4
16	第三小学校区	甲南町柑子、甲南町野川、甲南町下馬杉、甲南町上馬杉	5
17	中部小学校区	甲南町池田、甲南町磯尾、甲南町竜法師、甲南町野尻、甲南町野田	5
18	希望ヶ丘小学校区	甲南町希望ヶ丘1丁目から5丁目まで、甲南町希望ヶ丘本町1丁目から10丁目まで、甲南町深川の一部、甲南町稗谷の一部	2
19	信楽小学校区	信楽町長野、信楽町神山、信楽町江田、信楽町田代、信楽町畑	5
20	雲井小学校区	信楽町宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧、信楽町勅旨	5
21	小原小学校区	信楽町柞原、信楽町中野、信楽町杉山、信楽町小川、信楽町小川出、信楽町西	7
22	朝宮小学校区	信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽町宮尻	3
23	多羅尾小学校区	信楽町多羅尾	1

別表第2（第6条関係）

交付金の種類	交付対象事業
基礎交付金	(1) 敬老事業 (2) 防犯灯の新設及び維持管理 (3) ゴミステーションの新設及び維持管理 (4) 消防機材の新設及び維持管理 (5) 自主防犯活動
事業加算金	(1) 暮らしの安全、安心及び防災に関する活動 (2) 人権尊重、健康づくり及び福祉の増進に関する活動 (3) 快適な生活環境及び景観の保全に関する活動 (4) 社会教育及び生涯学習に関する活動 (5) 地域文化、産業の継承及び創出に関する活動 (6) 地域の特性を生かす創作及び創造活動 (7) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると自治振興会が認める活動
事務加算金	役員手当・事務局員の賃金・事務経費
区活動交付金	自治振興区域内の活動

交付金の対象外となる事業

- (1) 営利を主目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 公序良俗に反する活動

別表第3（第6条関係）

交付金の種類	交付対象事業
基礎交付金	(1) 敬老事業
	(2) 防犯灯の新設及び維持管理
	(3) ゴミステーションの新設及び維持管理
	(4) 消防機材の新設及び維持管理
	(5) 自主防犯活動
区活動交付金	自治振興区域内の活動

交付金の対象外となる事業

- (1) 営利を主目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 公序良俗に反する活動

別表第4（第7条関係）

交付金		交付額の算定
基礎交付金		当該年度の自治振興交付金の予算額のうち15,000,000円を市の75歳以上の高齢者人口で除して、当該自治振興会の75歳以上の高齢者人口を乗じて得た額と、当該年度の自治振興交付金の予算額のうち3,300,000円を市内の区・自治会の防犯灯の総数で除して、当該自治振興会の防犯灯の数を乗じて得た額と、当該年度の自治振興交付金の予算額の内、7,700,000円を23（自治振興会の数）で除して得た額の合計
	均等割額	当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金及び事務加算金を差し引いた額に、100分の20を乗じ、23（自治振興会の数）で除して得た額
事業加算金	人口割額	当該年度の自治振興交付金の予算額から基礎交付金、区活動交付金及び事務加算金を差し引いた額に、100分の80を乗じ、前年度の1月1日における甲賀市人口で除し、同日現在の当該自治振興区域の人口を乗じて得た額
	事務加算金	当該年度の自治振興交付金の予算額の内、22,000,000円を23（自治振興会の数）で除して得た額
区活動交付金	区長協力事務費	50,000円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区、自治会の数を乗じて得た額
	区活動費均等割額	40,000円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区、自治会の数を乗じて得た額
	区活動費世帯割額	1,300円に前年度の1月1日現在における当該自治振興会の地域の区、自治会の区の加入世帯数を乗じて得た額

人口は、総人口を用いる。

年度途中で区又は自治会が新たに設立された場合は、区活動交付金に関しては、それぞれ月割りで計算して交付する。

別表第5（第7条関係）

交付金		交付額の算定
基礎交付金		当該年度の自治振興交付金の予算額のうち15,000,000円を市の75歳以上の高齢者人口で除して、当該区又は自治会の75歳以上の高齢者人口を乗じて得た額と、当該年度の自治振興交付金の予算額のうち3,300,000円を市内の区・自治会の防犯灯の総数で除して、当該区又は自治会の防犯灯の数を乗じて得た額と、当該年度の自治振興交付金の予算額のうち7,700,000円を23（自治振興会の数）で除して得た額に設立されない自治振興会数を乗じ、設立されない自治振興会に属する区又は自治会の総数で除して得た額の合計
区活動交付金	区長協力事務費	1区又は1自治会あたり50,000円
	区活動費均等割額	1区又は1自治会あたり40,000円
	区活動費世帯割額	1,300円に前年の1月1日現在における当該区又は自治会の加入世帯数を乗じて得た額

人口は、総人口を用いる。

年度途中で区又は自治会が新たに設立された場合は、区活動交付金に関しては、それぞれ月割りで計算して交付する。



## ○甲賀市行政区設置規則

平成16年10月1日  
規則第4号

## (目的)

第1条 この規則は、行政区を設置することにより行政区及び本市行政の簡素化と円滑な運営を図り、市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

## (設置)

第2条 前条の行政区を、別表のとおり設置する。

2 行政区を新たに設置しようとする場合においては、その区域内の世帯数がおおむね40世帯以上で組織するものとする。

## (選出)

第3条 行政区に、区長を置く。

2 行政区に、その運営上必要なその他の役員を置くことができる。

3 前2項の区長及びその他の役員は、前条別表に定める行政区ごとに当該市民の中から選出された者とする。

## (職務)

第4条 区長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 区内を統括し、区を代表する。

(2) 区の運営を掌り、区民の要望又は希望を関係機関に進達すること。

(3) 市行政事務の運営、業務及び市の必要とする関係団体等を援助協力すること。

## (任期)

第5条 区長及びその他の役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠の区長及びその他の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (異動)

第6条 区長に異動を生じたときは、第3条第2項の規定によりその後任者を選出し、役職名、氏名、住所及び異動年月日を文書により市長に届け出るものとする。

## (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 付 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

## 付 則 (平成19年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表 (第2条、第3条関係)

水口第1区	名坂堂山	貴生川第1	北芝	上野	上馬杉
水口第2区	松尾	貴生川第2	北中	鹿深台	耕心
水口第3区	松尾団地	貴生川第3	北西	田堵野	ニューボリス
水口第4区	水口松尾台	北内貴	平子	滝	希望ヶ丘
水口第5区	中畑	宇川	東瀬音	毛枚	希望ヶ丘本町
水口第6区	新城	岩坂	西瀬音	和田	長野
水口第7区	城が丘	高山	青土	高嶺	神山
水口第8区	つつじが丘	三大寺	野上野	五反田	江田
水口第9区	今郷	かふかの丘	大澤	小佐治	田代
南区	巖峨	三本柳	頓宮	神保	畑
水口第10区	和野	牛飼	前野	隠岐	宮町
水口第11区	八田	柚中	市場	岩室	黄瀬
水口第12区	春日	山上	徳原	寺庄	牧
水口第13区	下山	大河原1	三軒家	葛木	勅旨
水口第14区	伴中山	大河原2	片山	深川	丸岡

水口第15区	山	東野1	今宿	深川市場	西
水口第16区	広野台東	東野2	里	稗谷	柞原
水口第17区	広野台西	西野1	寺前	森尻	中野
城南区	桜ヶ丘	西野2	新里	宝木	杉山
水口第18区	第三水口台	黒滝	布引	池田	しがらきニュー ータウン
水口第19区	第四水口台	上の平	末田	磯尾	小川
水口第20区	菅谷	中之組	櫟野	竜法師	小川出
水口第21区	泉	川西	神	野尻	上朝宮
水口第22区	酒人	黒川市場	大原上田	野田	下朝宮
幸ヶ平	植	猪鼻	大久保	杉谷	宮尻
朝日が丘	宇田	山中	大原中	新治	多羅尾
古城が丘	北脇	笹路	拝坂	塩野	
東古城が丘	山手	山女原	鳥居野	市原	
古城が丘緑	宮前	南東	相模	柑子	
林口	大法寺	南中	大原市場	下野川	
名坂	柏貴	南西	高野	上野川	
東名坂	虫生野	北東	油日	下馬杉	